

Horizon

商品CFD取引に関する約款類 商品CFD合约书

此合约书中文文字内容仅为译文，只供参考之用，如与日文原文有任何歧义，概以日文版本为准。

商品 CFD 取引約款 商品 CFD 交易条款

商品 CFD 取引約款(以下「本約款」といいます)は、お客様が東岳証券株式会社(TOGAKU Securities CO.,LTD 以下「弊社」といいます。)との間で行う商品 CFD 取引に関する権利義務を明確にするために定めたものです。

商品 CFD 交易条款(以下均简称为「本条款」)是为明确客户与东岳证券股份有限公司(TOGAKU Securities CO.,LTD 以下均简称为「本公司」)之间进行的商品 CFD 交易相关的权利义务而制定的。

お客様は本約款、商品 CFD 電子取引システム利用約款、商品 CFD 取引口座約款、商品 CFD 取引説明書及びマネーロンダリング規制覚書等を受領し、十分に理解した上、それに基づいて弊社から商品 CFD 取引の仕組み、リスクおよび関連法律に規定する重要事項について説明を受けて内容を十分理解し、お客様の判断と責任において商品 CFD 取引を行います。

客户收到本条款、商品 CFD 电子交易系统使用条款、商品 CFD 交易帐户条款、商品 CFD 交易说明书和反洗钱规定备忘录等文件以后，在充分理解的基础上，根据这些文件，就商品 CFD 交易的构成、风险以及有关的法律所规定的重要事项，接受本公司的说明并充分理解内容，做出客户的判断，明了客户本身的责任，然后再进行商品 CFD 交易。

第 1 条:定義 第 1 条:定义

本約款において、別段の定義規定がある場合および文脈上別異に解すべき場合を除き、次の各号記載の用語はそれぞれ次の意味で使用します。なお、弊社が別途規定する約款その他弊社の定める一切の規定において次の各号記載の用語が用いられる場合も同様とします。

本条款中，除另有定义规定及文脉上应另行解读的情况外，以下各号记载的用语分别使用如下的定义。另外，本公司另行规定的个别条款及其它本公司制定的一切规定中，凡使用以下各号记载的用语时，也表达同样的定义。

- 1 現物取引 所定の期日に売買対象銘柄を互いに授受する(現物の受渡しをする)ことにより決済を行う取引
 - 1 现货交易 在所定的日期，通过互相授受买卖对产品（现货交付）进行结算的交易
- 2 商品 CFD 取引 本約款、商品 CFD 電子取引システム利用約款、商品 CFD 取引口座約款、商品 CFD 取引説明書その他弊社が定める一切の規定に基づく商品 CFD 取引。なお、商品 CFD 取引においては、取引銘柄を構成する銘柄について現実の受け渡しは行わず、全て反対売買による差金決済によって取引を終了させるものとします
 - 2 商品 CFD 交易 根据本条款、商品 CFD 电子交易系统利用条款、商品 CFD 交易帐户条款、商品 CFD 交易说明书及其它本公司所制定的一切规定而进行的商品 CFD 交易。另外，商品 CFD 交易中，对构成的交易产品，不进行现实的交割，一切通过相反买卖的差额结算来结束交易
- 3 証拠金 商品 CFD 取引に関して発生する可能性のあるお客様の弊社に対する債務の履行を確保するためにお客様が弊社に対して預託する金銭
 - 3 保证金 进行商品 CFD 交易时，客户有可能发生对本公司的债务行为，为了确保客户对本公司的债务履行，客户寄存于本公司的金钱
- 4 証拠金残高 お客様が弊社に差し入れている証拠金の合計金額

- 4 保証金余額 客户存在本公司的保証金の合計金額
- 5 必要証拠金 別途定める規定に従い商品 CFD 取引の成立に必要とされる証拠金の額
- 5 必要保証金 按照另行制定的规定，商品 CFD 交易成交时所需要的保証金の金額
- 6 有効証拠金 前日の証拠金残高から当日の損益、評価損益及び諸手数料を加減した金額をいい、商品 CFD 取引口座の純資産額に相当する金額
- 計算式 有効証拠金＝前日の証拠金残高±当日の損益±当日の評価損益－諸手数料
- 6 有效保証金 根据前一天的保証金余额加减当天的损益、浮动损益及各项手续费后的金額，相当于商品 CFD 交易账户的純資産額的金額
- 7 証拠金維持率 有効証拠金の額を必要証拠金の額で除して得られる数値
- 7 保証金維持率 将有效保証金の額用必要保証金相除所得の数値
- 8 金利相当金額 未決済ポジション－取引単位当たりについて、市場の毎取引日の終了時刻を基準として弊社のカバー取引先が金融市場実勢に基づき円貨または他の通貨にて算出し、提示する金額
- 8 利息相当金額 对每个未结算部位（交易单位），以市场的每个交易日结束时刻为标准，本公司的交易对手根据金融市场市价，按日元或其它货币算出并提示的金額
- 9 ポジション 商品 CFD 取引を行った場合の、持ち高のこと
- 9 部位 进行商品 CFD 交易时的持仓量
- 10 未決済ポジション ある時点で、反対売買が行われていないポジション
- 10 未结算部位 某个时点，未进行相反买卖的部位
- 11 値洗い 未決済ポジションについての評価損益を、弊社が定める時刻にまたは頻度で、弊社のカバー取引先が金融市場実勢に基づき円貨または他の通貨にて提示するレートを基準として算出すること
- 11 交易日账户浮动损益计算 将未结算部位的浮动损益按本公司所规定的时刻或频度，由本公司的交易对手根据金融市场市价，以日元或其它货币提示的汇率为标准进行算出
- 12 ロールオーバー バリューデートを自動的に繰延すること
- 12 展期 交割日的自动延续
- 13 取引単位 商品 CFD 取引を行う場合の取引金額の最低単位
- 13 交易单位 进行商品 CFD 交易时交易金額的最低単位
- 14 マーケットレート 商品 CFD 取引の成立の基準となる価格として弊社のカバー取引先が実勢市場レートに基づいて提示する価格
- 14 市场价格 本公司的交易对手根据市价所提示的，商品 CFD 交易成立的基准的价格
- 15 建玉値 マーケットレートに基づいて取引が成立した価格
- 15 成交价格 根据市场价格，交易成立时的价格
- 16 取引日 弊社の商品 CFD 電子取引システムが利用可能な時間(弊社が別途定めるところによります。)
- 16 交易日 指本公司能利用商品 CFD 电子交易系统的时间（由本公司另行規定）
- 17 取引額 レートにその取引の数量または件数を乗じて得た額
- 17 交易额 价格×合约单位
- 18 証拠金規制率 省令の改正により、取引額の5%以上(施行平成 23 年 7 月 1 日)の証拠金の預託を受けずに業者等が顧客に商品 CFD 取引を行わせることが禁止されることとなりました。5%は証拠金規制率になる

- 18 保証金制限率 根据修改后省令，于 2011 年 7 月 1 日开始，如果客户委托业者保管的保证金没有达到交易额的 5% 以上时，业者将不能向客户提供商品 CFD 交易服务。5% 即为保证金限制率。
- 19 新規必要証拠金 新規ポジションを建てる際、取引額(建玉値 × 取引単位)に証拠金規制率 5% を乗じた額
- 19 建仓必要保証金 在建立新仓时，为交易额(开仓价 × 合约单位) × 5% (保证金限制率)
- 20 維持必要証拠金 リアルタイムレートで未決済ポジションを有効にしておくために必要となる証拠金
- 20 維持必要保証金 以市价維持既存仓位所需要的必要保証金
- 21 ロールオーバー以外維持必要証拠金 リアルタイムレートでポジションを維持するため、取引額(リアルタイムレート × 取引単位)に証拠金規制率 5% を乗じた額
- 21 展展交割以外維持必要保証金 以市价維持既存仓位时，为交易额(市价 × 合约单位) × 5% (保证金限制率)。
- 22 ロールオーバー時維持必要証拠金 ロールオーバー時のポジションを維持するため、取引額(終値 × 取引単位)に証拠金規制率 5% を乗じた額
- 22 展展交割時維持必要保証金 展展交割时为了維持既存仓位，为交易额(收盘价 × 合约单位) × 5% (保证金限制率)。
- 23 維持必要証拠金維持率 有効証拠金の額を維持必要証拠金の額で除して得られる数値、すべての未決済ポジションを現在価値に照らし合わせて再評価すること
- 23 維持必要保証金維持率 有效保証金額除以維持必要保証金額所得の数値，将全部未平仓部位按照现价进行再评估。
- 24 証拠金規制除外法人口座 弊社が別途定めるところによります。
24. 保証金交易限制免除法人账户 由本公司另行規定。

第 2 条: 適用関係 第 2 条: 适用关系

本約款の内容が弊社の別途定める約款その他の規定の内容と相反する場合には、その相反する限度においてのみ約款の内容が本約款に優先するものとします。

本条款的内容若跟本公司另行规定的个别条款及其它规定的内容相反时，仅在其相反的情况内，个别条款的内容优先于本条款。

第 3 条: 商品 CFD 取引におけるリスクと自己責任の確認

第 3 条: 商品 CFD 交易中的风险和自我责任的确认

お客様は、本約款に対する商品 CFD 取引説明書の日付現在および商品 CFD 取引の日付現在で、弊社に対して以下のとおり表明および保証し、また弊社のため、以下につき同意するものとします。

客户在对本条款的商品 CFD 交易说明书的日期及商品 CFD 交易的日期，对本公司作如下表明及保证，同时，为了本公司，同意以下内容：

1. お客様は、商品 CFD 取引は、投機的であり、高度なリスクを伴い、その差し入れた証拠金を超える損失のリスクを負担することができる者のみに適することを確認します。
 - 1 客户确认，商品 CFD 交易是投机性的，伴随着高度风险，仅适于愿意承担有可能损失风险超过其投入的保证金的人。
2. お客様は、取引の金銭的その他のリスクを負担する意思および能力を有し、弊社がお客様の商品 CFD 取引口座を維持することと引換えに、弊社またはその従業員、外務員、代理人もしくは代表者の取引に関する

る推奨または示唆に従ったことにより生じた損失について、弊社の責を問わないことに同意します。お客様は、①商品 CFD 取引に関して利益の保証または損失補てんはなされないことを認識しており、②自らが弊社またはその代表者のいずれからもかかる保証を受けていないことを確認し、また③かかる保証または同様の表明と引換えに、またはそれに依拠して、本件契約を締結したのではないことを確認します。

- 2 客户同意：自己愿意并有能力负担交易的金钱性风险及其它风险，在本公司维持客户的商品 CFD 交易账户过程中，因听从本公司或其职工、外务员、代理人或代表者的跟交易有关的推荐或暗示而发生的损失，一概与本公司无关。客户知道：
(i) 关于商品 CFD 交易，不能做到利益保证或损失填补，客户确认；(ii) 自己并没有接受本公司或其代表者的任何保证，同时确认；(iii) 并不是因为得到有关保证或同等的表明，或根据这些保证和表明才签订了本条款。
- 3 お客様は、商品 CFD 取引説明書記載のリスクおよび他の事項並びに本約款、商品 CFD 電子取引システム利用約款、商品 CFD 取引口座約款、マネーロンダリング規制覚書等の内容を十分理解し、また承認した上でお客様の判断と責任において商品 CFD 取引を行うことを確認します。
- 3 客户确认：是在充分理解并承认商品 CFD 交易说明书上说明的风险及其它事项以及本条款、商品 CFD 电子交易系统利用条款、商品 CFD 交易账户条款、反洗钱规定备忘录等内容的基础上，做出客户的判断和明确责任后才进行商品 CFD 交易的。
- 4 お客様は、自らの知識、経験及び財産の状況について不正確な申告を行わないことを保証し、不正確な申告が原因でこれらの状況に照らして不適当な取引を行ったことにより生じた損失について、弊社の責を問わないことに同意します。
- 4 客户须保证其本人知识、经验及财产状况无不正确申告，客户同意由于不正确申告为原因所造成的交易损失，本公司不负任何责任。
- 5 お客様が、お客様の商品CFD取引口座に関する取引権限または支配権をお客様以外の第三者（取引代理人）に付与する場合、権限の一任であるか否かを問わず、弊社は、いかなる場合でも、お客様が選択された当該取引代理人について検討し、それに関する助言を行う責任を負わないものとします。弊社は、取引代理人に関する一切の表明または保証を行いません。弊社は、取引代理人の行為によってお客様が被る損失について責任を負わず、いかなる取引代理人の取引方法についても黙示的に同意または承認することはありません。お客様が取引代理人に対してお客様の商品CFD取引口座に関する権利を行使する権限を付与される場合は、お客様の自己責任において行うものとします。
- 5 客户将商品CFD交易账户中的交易权限或支配权授予客户以外的第三者（交易代理人）时，无论是否完全委托，本公司在任何场合，对于客户所选任的该交易代理人，不加以探讨，不对其负有指导责任。本公司不对交易代理人作任何表明或保证。由于交易代理人的行为而造成的客户损失，本公司不负任何责任，本公司对交易代理人的任何交易方法不做任何暗示的同意或承认。当客户将商品CFD交易账户的行使权力授予交易代理人时，客户应自行承担 responsibility。

第 4 条：法令等の遵守 第 4 条：法令等的遵守

- 1 お客様は、その時々において適用される日本国および外国の関連諸法令並びに慣行等を遵守して商品 CFD 取引を行なうものとします。
- 1 客户平时应遵守适用日本国及外国的相关诸法令和惯例等，进行商品 CFD 交易。

2. お客様は、商品 CFD 取引を行うにあたり、自らが権利能力および行為能力を適法に有していること(お客様が法人の場合、法令その他の規則または定款、寄付行為その他一切の内規等に違反せず、お客様が商品 CFD 取引を行うために必要な法令上または内部の手続を履践していること)を表明し保証するものとします。
2. 客户应表明并保证：在进行商品 CFD 交易时，自己拥有合法的权利能力和行为能力（若客户是法人，应不违反法令及其它规则或章程、捐赠行为及其它一切内部规章等，客户为进行商品 CFD 交易已履行必要的法令上或内部的手续）。

第 5 条: 商品 CFD 取引口座の開設 第 5 条：商品 CFD 交易账户的开设

1. お客様は、弊社所定の方法により、弊社に商品 CFD 取引口座の開設を申込み、弊社が審査・承諾した場合に限り、商品 CFD 取引口座が開設されます。
 1. 客户按本公司规定的方法在本公司申请开设商品 CFD 交易账户，只有在本公司审查、批准后才能开设商品 CFD 交易账户。
2. お客様が弊社と行う商品 CFD 取引に関しては、証拠金、反対取引による差金決済を行った場合の差損益金の受渡し、取引の執行など取引に関するすべての金銭の授受を、商品 CFD 取引口座約款に従って、商品 CFD 取引口座において処理するものとします。
 2. 关于客户跟本公司进行的商品 CFD 交易，因保证金和进行相反买卖引起的差额结算时的损益金差额的交付、执行交易等交易有关的一切金钱的授受，均依照商品 CFD 交易账户条款，在商品 CFD 交易账户中处理。
3. お客様は、商品 CFD 取引口座が有効に開設され、かつこれが有効に維持されていなければ、商品 CFD 取引を行うことができないことに同意するものとします。
 3. 客户同意：商品 CFD 交易账户若未有效开设并未有效维持，就不能进行商品 CFD 交易。

第 6 条: 電子取引システムを介した取引であることの確認 第 6 条：电子交易系统为中介的交易确认

1. お客様は、商品 CFD 取引が商品 CFD 電子取引システム利用約款に基づきインターネットを經由して弊社の電子取引システムを利用して行われるものであることに同意するものとします。
 1. 客户同意：商品 CFD 交易是根据商品 CFD 电子交易系统使用条款，经由网际网络利用本公司的电子交易系统才能进行的交易。
2. 弊社は、お客様の用意された必要設備等に弊社の電子取引システムにアクセスできなくなるような支障が生じた場合に限り、弊社の定める規定に基づき、電話による取引を認める場合があること、かかる電話による取引の場合には別途、弊社の定める追加手数料が発生すること、お客様が電話回線の混雑などによって満足のいく時期において注文等を行えなかった場合でも弊社は何ら責任を負うものではないことに同意するものとします。
 2. 只有在客户准备的必要设备等发生不能进入本公司的电子交易系统的故障时，依据本公司的规定，允许使用电话进行交易。通过电话进行交易时，将另外征收规定的追加手续费。另外，即使客户因电话线路繁忙等使客户不能在满意的时间内进行交易，本公司也不承担任何责任。
3. 弊社の電子取引システムに障害が生じた場合は、復旧するまで可能な限り電話でお客様のご要望に応えるものとします。(別途料金がかかります)

- 3 本公司的电子交易系统发生故障时，在修复前将尽可能用电话满足客户的要求。（需要另外收费）

第7条:取引方法及び手数料 第7条:交易方法及手续费

- 1 お客様は、弊社に対して、取引銘柄、取引数量、売買区別、注文種類、注文有効期限など、弊社が別途定める事項を明らかにして取引を行うこととします。
 - 1 对交易产品、交易数量、买卖区别、交易种类、交易有效期限等，客户应按照本公司另行规定的事项进行交易。
- 2 お客様が弊社に発注することのできる注文等の数量は、弊社がお客様より預託を受けている証拠金が必要証拠金を上回る範囲内に限られるものとします。
 - 2 客户能进行的买卖数量，仅限于本公司从客户处接受寄存的保证金在不低于必要保证金的范围内。
- 3 お客様は、弊社との間の商品 CFD 取引に関して、弊社が別途定める取引手数料、送金手数料などの諸経費を支払うものとします。
 - 3 客户进行商品 CFD 交易时，应向本公司支付另行规定的交易手续费、汇款手续费等各项经费。

第8条:レート 第8条:价格

- 1 お客様は、弊社と行う商品 CFD 取引に係るレート及び金利相当金額に関し、弊社のカバー取引先が市場実勢に基づいて弊社のカバー取引先の判断で提示する実勢レート及び金利相当金額が適用されることに同意するものとします。
 - 1 客户同意，依据市场实际市价，由本公司的交易对手判断所提示的实际市价及利息相当的金额适用于与本公司所进行的商品 CFD 交易相关的价格及利息相当的金额。
- 2 お客様は前項のレートがその時の相場状況、市場相場の変動により、当初お客様が期待した値段と同一にならない場合があることに同意するものとします。
 - 2 客户同意，前项的价格，因当时的行情、市场的变动，与客户原先期望的价格会有所不同。
- 3 非成行注文は、レートが指定の値段になった時点（数理的な観点からしてレートが指定の値段になったと認められる場合を含む）で、成行注文として執行されますが、実際の出来値が必ずしもお客様の指定した値段と同一にならない場合があることに同意するものとします。
 - 3 客户同意，进行非市价订单，在市价到达指定的价格时（包括从数理性的观点出发，认为市价已到达指定价格的情况），因以市价价位被执行，所以实际执行价格不一定与客户所指定的价格相同。
- 4 市場が休場日にかかる時、未成約の非成行注文は、自動的にキャンセルされます。お客様がキャンセルされた未成約注文を続けたい場合は、市場が開始してから新たに設定をしなければならないことに同意するものとします。
 - 4 客户同意，涉及到市场休场日时，未成交的非市价订单会自动被取消。客户如需继续被取消的未成交的交易订单时，必须在开市后重新设定。
- 5 お客様が電子取引システム上で非成行注文等を入力し、当該注文内容を弊社が受信、受付された場合でも、有効証拠金が不足している時には、実際に執行されない可能性があることに同意するものとします。
 - 5 客户同意，客户在电子交易系统上输入非市价订单等，即使被本公司接收、受理，在有效保证金不足的条件下，仍存在实际不被执行的可能性。

第9条:取引日値洗い 第9条:交易日账户浮动损益计算

お客様の保有する未決済ポジションに対して毎日行われるロールオーバー値洗いの計算は、弊社のカバー取引先が定めるレートを用いて行います。

对客户保有的未结算部位每天所进行的展期交割浮动损益计算，是用本公司的交易对手所定的价格进行计算。

第10条:初回最低証拠金の預託 第10条:首次最低保证金的寄存

お客様は弊社と商品 CFD 取引を行うことにより生じる弊社に対する全ての債務を担保するため、弊社が規定する額の初回最低証拠金をあらかじめ預託するものとします。

为了担保因与本公司进行商品 CFD 交易时而发生的对本公司的一切债务，客户应预先寄存本公司规定金额的首次最低保证金。

第11条:証拠金の取扱い 第11条:保证金的操作

お客様が弊社と行う商品 CFD 取引に係る証拠金の取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとします。

客户与本公司进行商品 CFD 交易有关的保证金的操作时，按照以下各号的规定办理。

1. お客様は、弊社と新規の商品 CFD 取引を開始するにあたり、あらかじめ取引開始時預入金額以上の証拠金を、弊社の定める方法により、弊社の定める日時までに弊社へ預託するものとします。
 - 1 客户在与本公司开始新的商品 CFD 交易时，应按本公司规定的方法，在本公司规定的日期和时刻前，预先将高于交易开始时所需的保证金寄存到本公司。
2. お客様が商品 CFD 取引に関連して弊社に差し入れた証拠金、商品 CFD 取引に基づく実現損益またはその他商品 CFD 取引に関連する金銭に対しては、金利相当金額以外の利息その他の対価が発生しないものとします。
 - 2 对客户寄存存在本公司的与商品 CFD 交易相关的保证金、商品 CFD 交易的实际损益或其它与商品 CFD 交易相关的金钱，不发生利息相当金额以外的利息及其它等价报酬。
3. お客様は、お客様の注文または本約款その他弊社の定める規定に基づいて商品 CFD 取引につき反対売買がなされたことにより、損金または益金が生じた場合、弊社が当該損金または益金を当該時点における証拠金残高から差し引きまたは加えることに同意するものとします。
 - 3 依据客户的买卖交易或依据本条款及其它本公司所制定的规定进行的商品 CFD 交易，若因做了相反买卖而发生了亏损或盈利时，客户应同意本公司将从当时的保证金余额中减去或加上该亏损或该盈利额。
4. お客様は、市場相場の変動により計算上の差益が生じた場合、その額を新たな証拠金として加算することに同意するものとします。
 - 4 客户应同意，因市价的变动而发生计算上的差额利益时，将该盈利额作为新的保证金加上去。

5. 弊社は、弊社がお預かりしているお客様の有効証拠金の額が必要証拠金の額を上回っている場合、その余剰金額のうち現金残高額を上限として、お客様からの現金返還請求に応じるものとし、当該請求のあった日から起算して4営業日以内に請求額を返還するものとします。
- 5 本公司代为保管的客户有效保证金的金额超过必要保证金的金额时，其剩余金额中以现金余额为上限，将根据客户的退还现金的请求，从提出请求日算起的4个营业日内退还请求的金额。
6. 前各号に定める事項の他、商品CFD取引に係る証拠金の取扱いは、弊社の定めるところによるものとします。
- 6 除前面各号所定的事項外，商品CFD交易有关的保证金的操作，按照本公司的规定执行。

第12条:ロスカットルール 第12条:自動平倉制度

お客様は、次の各項及び商品CFD取引説明書に定めるロスカットルールの内容を十分理解し、また承認したうえでお客様の判断と責任において商品CFD取引を行うことを確認し、弊社の定めるロスカットルールに該当した場合、その執行がなされることに異議がないものとします。

客户将在充分理解并承认以下各项及商品CFD交易说明书所规定的自动平仓制度内容的基础上，做出判断和明确责任后，进行商品CFD交易，若符合本公司规定的自动平仓规则时，对其执行客户没有任何异议。

1. お客様が未決済ポジションを有している間は、お客様の商品CFD取引口座内の有効証拠金の額が、常に必要証拠金の額以上に維持されている必要があること。
 - 1 客户在保有未结算部位期间，客户的商品CFD交易账户内的有效保证金的金额有必要经常维持在必要保证金的金额以上。
2. お客様の商品CFD取引口座内の有効証拠金の額が弊社の定める必要証拠金の額を下回った場合で、かつお客様がご自身の判断で追加的に証拠金を差し入れるなどして所定の期日までに当該状態を解消したと弊社が合理的な手段によっても確認できない場合、弊社により当該状態を解消するに必要な範囲でお客様の全部または一部の未決済ポジションが反対売買されること。
 - 2 若客户的商品CFD交易账户内的有效保证金金额已低于本公司所规定的必要保证金金额时，且本公司即使通过合理的手段也无法确认客户以自身的判断、通过追加存入保证金等，已在规定的日期前解除了该状态时，应由本公司在解除该状态所需的范围内将客户的全部或部分未结算部位进行相反买卖。
3. 前項の規定にかかわらず、お客様の証拠金維持率(またはロールオーバー時の維持必要証拠金維持率)が自動ロスカットポイントを下回った場合、弊社によりお客様の証拠金維持率(またはロールオーバー時の維持必要証拠金維持率)を自動ロスカットポイントとするに必要な範囲でお客様の全部または一部の未決済ポジションが反対売買されること。
 - 3 与前项的规定无关，当客户的保证金维持率(或是展期交割时的维持必要保证金维持率)低于自动平仓点时，应由本公司在使客户的保证金维持率(或是展期交割时的维持必要保证金维持率)达到自动平仓点所需的范围内，将客户的全部或部分未结算部位进行相反买卖。
4. 前項の場合、弊社は、必要証拠金(またはロールオーバー時)の残高の確保を保証するものではなく、市場相場の急激な変動、或いは日曜日など非取引時間を挟んで市場相場が大きく変わった場合など、お客様が差入れている証拠金の額以上の損失が生じ、証拠金残高がマイナスとなる可能性もあること。

- 4 前項の場合、本公司并不是要保证确保必要保证金（或是展期交割时）的余额，由于实市行情的急剧变动或周日等非交易时间的相隔，市场一旦发生巨大变化时，发生的损失有可能超过客户已投入保证金金额，保证金余额有可能成为负数。
- 5 弊社が、前各項の規定に従い、お客様の全部または一部の未決済ポジションにつき反対売買を行った場合で、かつ当該反対売買時の建玉値に従い実現損益を計算した上、差引計算により不足額が生じた場合には、お客様は、弊社が指定する期日までに当該不足額を弊社に対し支払うこと。
- 5 本公司按照前面各项的规定，对客户的全部或部分未结算部位进行相反买卖时，且依照该相反买卖时的成交价格，计算出实际损益后，通过结算产生余额不足时，客户应在本公司指定的日期前向本公司支付该不足金额。
- 6 弊社は経済情勢或は市場の変化に伴い必要証拠金の額を合理的に変更することができるものとし、必要証拠金の額を変更されたときは、当該変更時点での未決済ポジションに関しても所定の猶予期限をおいた上で変更後の必要証拠金の額が要求されること。
- 6 本公司可因经济形势或市场的变化，合理变更必要保证金的金额。必要保证金的金额变更时，即使关系到未结算部位，仍要求在规定的期间内达到变更后的必要保证金的金额。

第 13 条：期限の利益の喪失 第 13 条：期限利益的丧失

1. お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、弊社からの通知、催告等がなくても弊社に対する全ての商品 CFD 取引にかかる債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。
 - 1 客户有以下各号情形之一者，即使没有本公司的通知、催促，对本公司的所有商品 CFD 交易有关的债务方面的期限利益丧失，客户也应立即偿还债务。
 - ① 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始もしくは今後立法される倒産手続開始の申立があったとき
 - (1) 有提出停止支付或破产手续开始、民事再生手续开始、公司更新手续开始、公司整理开始、特别清算开始或今后将立法式的倒闭手续开始时。
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたときまたは手形が不渡りとなったとき
 - (2) 受到票据交换所的停止交易处分时或票据拒付时
 - ③ お客様の弊社に対する商品 CFD 取引に係る債権その他一切の債権のいずれかについて仮差押または仮処分がなされたとき
 - (3) 客户对本公司的商品 CFD 交易有关的债权及其它一切债权中的任一个，受到临时冻结、临时处分时
 - ④ お客様の弊社に対する商品 CFD 取引に関して弊社が占有している物について差押または競売手続の開始があったとき
 - (4) 客户在本公司的商品 CFD 交易中，本公司拥有的财产受到查封或拍卖手续开始时
 - ⑤ 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき
 - (5) 根据外国法令，相当于前面各号中任一条或符合类似的情形时
 - ⑥ お客様の住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、弊社にお客様の所在が不明になり、または弊社からの連絡が取れなくなった場合
 - (6) 因客户的住所变更申报不及时等应归责于客户的缘由，造成本公司对客户的所在不明或无法取得联系时

⑦ 管理人、清算人、管財人その他これに類する者の選任がなされ又は申し立てられたとき

(7) 进行或提出管理人、清算人、管財人及其它类似人的选任时

⑧ 後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けたとき

(8) 受到监护开始、保护开始或辅助开始的审判时

⑨ 業務執行を決定する機関が解散(合併等による場合を除きます。)等を決定したとき

(9) 决定业务执行的机关已做出解散(合并等引起的除外)等决定时

⑩ 租税公課を滞納し、督促を受けたときまたは滞納処分を受けたとき

(10) 因滞納租税、捐税受到督促或受到滞納处分时

⑪ 死亡したとき

(11) 死亡时

⑫ 心身機能の重度低下により商品 CFD 取引の継続が著しく困難又は不能となったとき

(12) 因身心功能重度低下，继续商品 CFD 交易明显困难或不能时

⑬ お客様が弊社の営業に支障をきたす行為を行ったとき

(13) 客户做出妨碍本公司营业的行为时

2. お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、弊社の請求によって、お客様は弊社に対する商品 CFD 取引に係る債務は期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

2 客户对符合以下各号的情形之一者，因本公司的要求，客户对本公司的商品 CFD 交易有关的债务，将失去期限利益，并须立即偿还债务。

① お客様の弊社に対する商品 CFD 取引に係る債務その他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき

(1) 客户对本公司的商品 CFD 交易有关的债务及其它一切债务的任一个，即使是一部分，有履行不及时情形时

② お客様が弊社との本約款その他弊社の定める一切の規定のいずれかに違反したとき

(2) 客户违反了与本公司之间的本条款及其它本公司制定的一切规定中的任一个时

③ 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

(3) 除前面各号外，发生需要债权保全相当的事由时

第 14 条: 期限の利益を喪失した場合における商品 CFD 取引の処理

第 14 条: 喪失期限利益时的商品 CFD 交易的處理

1. お客様が前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、弊社は、事前の通知、お客様の承諾を得る等の手続を経る事なく、任意に、お客様が弊社の商品 CFD 取引口座を通じて行っているすべての商品 CFD 取引を決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものとします。

1 客户在符合前条第 1 项各号的任一条时，本公司不经事前通知、得到客户承诺等手续，就可任意进行客户通过本公司的商品 CFD 交易账户正在运作的所有商品 CFD 交易所必需的相反买卖，并进行结算。

2. お客様が前条第 2 項 1 号に掲げる債務のうち、商品 CFD 取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、弊社は、事前の通知、お客様の承諾を得る等の手続を経る事なく、任意に、当該遅滞に係る商品 CFD 取引を決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものとします。

- 2 客户对前条第 2 项 1 号所载的债务中有关商品 CFD 交易的债务，只要有部分履行不及时，本公司就可不经事前通知、得到客户承诺等手续，任意进行该不履行部分的商品 CFD 交易所必需的相反买卖，并进行结算。
- 3 お客様が前条第 2 項の各号のいずれかに該当したとき(前項に該当する場合を除く)で、弊社から請求があった場合には、お客様は、弊社の指定する日時までに、弊社の商品 CFD 取引口座を通じて行っているすべての商品 CFD 取引を決済するために必要な反対売買等を、弊社に注文しなければならないものとします。
- 3 客户在符合前条第 2 项各号的任一条时(符合前项的情况除外)，在本公司有要求的情况，客户可在本公司所指定的日期和时刻前，通过本公司的商品 CFD 交易账户，为结算正在运作的所有商品 CFD 交易，可向本公司进行所需的相反买卖等。
- 4 前項の日時までに、お客様が権利行使、反対売買の注文を行わないときは、弊社は任意に、商品 CFD 取引を決済するために必要な反対売買等を行うことができるものとします。
- 4 在前项的日期和时刻前，客户不行使权利、不进行相反买卖时，本公司为结清之商品 CFD 交易，可任意进行必要的相反买卖等。
- 5 前各項の反対売買等を行った結果、損失が生じた場合には、お客様は弊社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。
- 5 进行前面各项相反买卖等，发生损失的结果时，客户应立即向本公司支付与损失金额相当的金钱。

第 15 条: 決済条件の変更 第 15 条: 変更結算的条件

天災地変、経済事情の激変、政変、法令等の制定又は改廃等その他やむを得ない事由に基づいて、弊社が商品 CFD 取引に係る決済期日等の決済条件の変更を行った場合には、お客様はその措置に従うものとします。

因天灾地祸、经济情况的激变、政变、法令等的改制或改组和撤消等不得已的事由，本公司在进行商品 CFD 交易有关的结算日期等结算条件的变更时，客户应遵从其措施。

第 16 条: 相殺 第 16 条: 抵销

- 1 お客様が弊社との商品 CFD 取引において、第 12 条又は第 14 条に基づく反対売買による決済、第 13 条に基づく期限の利益の喪失、第 24 条に基づく商品 CFD 取引の解約その他の事由によって、弊社に対する債務を履行しなければならない場合には、弊社は、その債務とお客様の弊社に対する商品 CFD 取引に係る債権その他一切の債権とを、双方の債権の期限のいかにかわらず、いつでも相殺できるものとします。
- 1 客户与本公司之间的商品 CFD 交易中，因依据第 12 条或第 14 条进行的相反买卖的结算、依据第 13 条的期限利益的丧失、依据第 24 条的商品 CFD 交易的解约及其它事由，必须对本公司履行债务时，无论债权期限 如何，本公司可将其债务与客户对本公司的商品 CFD 交易有关的债权及其它一切债权相抵销。
- 2 前項の相殺が許される場合、弊社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わって諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
- 2 前项的抵销被允许的情况，本公司可省略事前通知及规定的手续，代替客户接受各项寄存款的退还，充作债务的偿还。

3. 前2項によって相殺を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺実行の日までとし債権債務の利率、商品CFD取引に係る弊社に対する債務の遅延損害金の率及び弊社に対するその他債務の遅延損害金の率について定める利率によるものとする。
- 3 根据前2项进行抵销时，关于债权债务的利息、损害金等的计算是将此期间算到抵销执行日为止。关于债权债务的利率、商品CFD交易相关的对本公司债务的延迟损害金利率以及对本公司的其它债务的延迟损害金利率，均按规定的利率。
4. 第1項および第2項の相殺等を行う場合、債権および債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、金融市場実勢に基づき弊社のカバー取引先が定める実勢為替レートを適用するものとします。
- 4 第1项和第2项进行抵销等的场合，债权和债务的支付货币不同时，以本公司的交易对手根据金融市场的实际市价，做为适用的外汇汇价。

第17条：弁済等の充当の順序 第17条：还债等的抵充順序

債務の弁済または前条の相殺等を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは弊社が適当と認める順序及び方法により債務の弁済に充当することができるものとします。

进行债务偿还或前条的抵销等时，仍无法抵充客户的全额债务时，可以按本公司认为适当的顺序和方法抵充债务的偿还。

第18条：遅延損害金の支払い 第18条：支付延迟损害金

お客様が弊社と行う商品CFD取引に関し、弊社に対する債務の履行を怠ったときは、弊社の請求により、お客様は弊社に対し履行期日(当該日含む)から履行の日(当該日含む)まで、年14.6%の率による遅延損害金を支払うものとします。

客户与本公司进行商品CFD交易时，若不及时履行对本公司的债务，将会依照本公司的要求，按14.6%的年率支付延迟损害金，时间从履行日期(含该日)到履行日(含该日)为止。

第19条：届出事項の変更届出 第19条：变更事项的申报

1. お客様は、弊社に届け出た氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑、住所もしくは所在地、銀行口座またはメールアドレスその他の事項に変更があったときは、弊社に対し直ちに書面をもってその届出を行うものとします。
- 1 客户在向本公司申报过的姓名或名称、印章或署名印章、地址或住所所在地、银行账户或电子邮箱地址及其它事项有变更时，应及时以书面形式向本公司进行申报。
2. 弊社は、お客様が前項の届出を怠った結果、お客様に発生した一切の損害について、何ら責任を負わないものとします。
- 2 客户因前项不及时申报的结果，而发生的一切损害，本公司不承担任何责任。
3. お客様による変更届出がなされた場合でも、変更届出前の時点において既に手続処理が開始された商品CFD取引その他の手続が存在し、これについて変更届出前の情報に基づいて手続処理がなされた場合も、

前項と同様とします。この場合、お客様は、変更届出前の情報に基づく手続処理を避けるべく、弊社に対して連絡を行うなど適宜必要な処置をとるものとします。

- 3 客户即使已作了申报变更，在申报变更前的某一时点，若商品 CFD 交易已开始手续处理及其它手续已经存在，对此，根据变更申报前的信息已作手续处理的情况也跟前项同样处理。这时，客户应与本公司进行联系，采取适当的必要措施，以避免根据变更申报前的信息来进行手续处理。

第 20 条：報告書等の作成及び提出 第 20 条：报告书等的制定和提交

1. お客様は、日本国等の法令に基づき要求される場合において、弊社がお客様に関する商品 CFD 取引の内容その他を日本国等の政府機関宛に報告することに異議がないものとします。この場合、お客様は、弊社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力するものとします。

- 1 根据日本国等的法令，当被提出要求时，本公司将向日本国等的政府机关报告同客户有关的商品 CFD 交易的内容等，客户对此应无异议。这种情况，客户应按本公司的指示，就写出相关报告书等文件进行合作。
2. 弊社は、前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関してお客様に発生した一切の損害について、何ら責任を負わないものとします。
- 2 由于本公司对根据前项规定所制定并提交的报告书等其它文件，而使客户发生的一切损害，均不承担任何责任。

第 21 条：表明保証の排除 第 21 条：排除表明保証

弊社がお客様に提供する商品 CFD 取引に関する推奨および情報は、弊社が信頼に足ると考える情報筋から得た情報等に基づくものですが、その典拠は意見に過ぎない場合があり、またかかる情報は不完全であり、検証されていない可能性があります。弊社は、お客様に対して行なった商品 CFD 取引の推奨またはその他提供した情報について、明示的であるか黙示的であるかに関わらず、その完全性、正確性、有用性等いかなる種類の表明も保証も行わず、また何らの責任を負わないものとします。

本公司向客户提供的商品 CFD 交易有关的推荐和信息，虽然是本公司依据从认为可信赖的途径得到的信息，但其正确性有时不过是见解，而且有关信息并不完整，有未经验证的可能性。关于本公司对客户进行的商品 CFD 交易的推荐或其它提供的信息，无论是明示性或暗示性，其完整性、正确性、有用性等均不作任何种类的表明和保证，也不承担任何责任。

第 22 条：免責事項 第 22 条：免責事項

1. 本約款その他弊社が定める規定において個別に定められているもののほか、次の各号に掲げるお客様の損害及び損失について、弊社は免責されるものとします。

- 1 本条款及其它本公司所制定的规定中，除已个别规定的内容外，以下各号所载客户的损害和损失事项，本公司均免负其责。
- ① システム障害、天災地変、戦争、テロ、政変、ストライキ、外貨事情の急変、市場の閉鎖もしくは各国政府による規制もしくは規制変更等の不可抗力またはその他のやむを得ない事由により、商品 CFD 取引に関する取引の執行または金銭の授受もしくは預託等が遅延または不能となったことにより生じた損害及び損失

- ① 因系统故障、天灾地祸、战争、恐怖行动、政变、罢工、外汇行情的激变、市场的关闭或各国政府的限制或规定变更等不可抗力或其它不得已的事由，造成商品 CFD 交易的交易执行或金钱的授受或寄存等延误或不能，由此而发生的损害及损失
- ② 前号の事由による証拠金等の紛失、滅失、毀損等の損害
 - ② 因前号の事由所引起的保证金等的遗失、消失、毀損等損害
 - ③ 市場の閉鎖または規則の変更等の事由により、お客様の商品 CFD 取引に係る注文に弊社が応じ得ないこと等により生じた損失及び損害
 - ③ 因市場的关闭或规则变更等事由，导致本公司无法接受客户的有关商品 CFD 交易的买卖，由此发生的损失和损害
 - ④ 電信、インターネット、携帯電話設備または郵便等の通信手段における誤配信または遅延等弊社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害及び損失
 - ④ 因电信、网际网络、手机或邮政等通信手段方面的误发信或延误等不能归责于本公司的事由，而发生的损害及损失
 - ⑤ 弊社が、諸届け又はその他の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑等を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合においては、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があり、そのために生じた損害及び損失
 - ⑤ 对客户の诸申报书或其它文件上所使用的印迹或署名和印章或署名章，本公司虽经十分注意地核对并认为无误后才受理的，但这些文件会有伪造、篡改等事故，由此而发生的损害和损失
 - ⑥ 商品 CFD 取引に関する一切のコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、携帯端末、システム、オンライン等の故障・誤作動、通信回線のトラブル等により生じたお客様の損害及び損失
 - ⑥ 与商品 CFD 交易有关的计算机硬件、软件、手提终端、系统、网络等的故障、错误动作、通信线路故障等，由此而发生的客户的损害及损失
 - ⑦ 天災地変その他やむを得ない事由による通信回線及びシステム機器の瑕疵または障害により生じたお客様の損害及び損失
 - ⑦ 因天灾地祸及其它不得已事由引起的通信线路及系统机器的损伤或障碍等，由此而发生的客户的损害和损失
 - ⑧ お客様が商品 CFD 取引における取引の速度及び回線の混雑等の事由によりお客様が被った損害及び損失
 - ⑧ 客户因商品 CFD 交易中的交易速度及线路混乱等事由所受到的损害和损失
 - ⑨ その他、弊社の責めに帰すことのない事由の発生により、お客様が被った損害及び損失
 - ⑨ 因发生其它不能归责于本公司的事由，客户所蒙受的损害和损失
2. 弊社は、いかなる場合においても、法律上の請求原因の如何を問わず、間接的、付随的、派生的、懲罰的及び特別損害に対する賠償責任を負わないものとします。ここで賠償責任の対象から除外される損害は逸失利益を含むが、これに限定されるものではないものとします。
- 2 本公司无论在任何场合，无论法律上要求的原因如何，对间接性、附带性、衍生性、惩罚性及特别损害，均不承担赔偿责任。在这里，被排除在赔偿责任对象之外的损害，虽包括逸失利益，但并不仅限于此。
3. 第1項各号の事由により、商品 CFD 取引などに関する注文およびその執行がお客様の意図する内容で行われなかった場合も、お客様はそれらの取引の結果について責任を負うものとします。
- 3 因第1項各号の事由，商品 CFD 交易等有关的买卖及其执行未按客户的意图内容进行的情况，客户要对其交易结果负责。

4. いずれかの法域において、一定の損害に対する責任を免除または制限することが認められない場合、当該法域においては、弊社の責任は、法により許容される限度で、本約款その他弊社の定める規定に従って制限されるものとします。

4 如果各法律均不同意免除或者限制本公司对一定损失的责任，本公司将根据该法律规定，并在法律允许的范围内，按照本条款及本公司制定的其它规定，对自己的责任予以限制。

第 23 条: お客様の補償責任 第 23 条: 客户的补偿责任

お客様には、(i)本約款その他弊社の定める一切の規定に基づき弊社が提供した情報、著作物・成果物その他一切のマテリアルのお客様による占有もしくは使用またはお客様による弊社の電子取引システムの不正使用に起因する第三者の知的財産権の侵害または侵害されたとの主張、および(ii)お客様の誤解またはお客様の表明もしくは保証の違反により、またはこれに関連して弊社に生じた一切の訴訟、請求、要求、手続、損害、費用、課徴金および経費(合理的範囲内の弁護士報酬を含みますが、これに限りません。)について、弊社に補償するものとします。

客户对：(i) 根据本条款及其它本公司制定的一切规定，由本公司提供的信息、著作物、成果物等一切材料，因客户的占有或使用、或因客户对本公司电子交易系统的不正当使用引起的对第三者的知识产权的侵犯或受到侵犯的主张。(ii) 因客户的误解或客户违反表明或保证，或与此相关联的在本公司发生的一切诉讼、请求、要求、手続、损害、费用、罚款及经费（包括合理范围的律师报酬，但不仅限于此），均应对本公司进行补偿。

第 24 条: 商品 CFD 取引の解約 第 24 条: 商品 CFD 交易的解约

1. お客様が次の各号の事由または第 13 条に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、弊社は何らの通知、催告することなく直ちに商品 CFD 取引を解約できるものとします。

1 客户有以下各号情形或第 13 条所载情形之一者，本公司无需通知、催促，就可以立即解除商品 CFD 交易的合同。

① お客様が商品 CFD 取引に関して解約の申出をしたとき

① 客户提出商品 CFD 交易的解约申请时

② お客様から反社会的勢力でない旨の確約を徴収し、その内容が虚偽であると認められたときに、弊社がお客様に対し解約の申出をしたとき

② 向客户征收非反社会（黑社会）势力确认后，认为其内容有虚假，本公司对客户提出解约时

③ お客様が反社会的勢力に該当すると認められたときに、弊社がお客様に対し解約の申出をしたとき

③ 认为客户属于反社会（黑社会）本公司对客户提出解约时

④ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、弊社が契約を継続しがたいと認められたときに、弊社がお客様に対し解約の申出をしたとき

④ 客户的暴力要求行为，或已超过法律责任等不当要求行为，本公司认为无法再继续该合约，本公司对客户提出解约时

⑤ お客様が本約款その他弊社の定める規定の条項又は記載内容のいずれかに違反し、弊社が本約款の解約を通告したとき

⑤ 客户违反本条款及其它本公司制定的规定条款或记载内容的某一条，本公司已发出本条款的解约通告时

⑥ 第 32 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき

⑥ 客户不同意第 32 条规定的本条款的变更时

⑦ 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社がお客様に対し解約の申出をしたとき

⑦ 前面各号外、因不得已事由、本公司对客户提出解约时

2. お客様との間の商品 CFD 取引を解約する場合において、お客様が弊社と行う商品 CFD 取引の未決済ポジションが残存するとき、またはお客様の弊社に対する債務が残存するときは、未決済ポジションを反対売買により決済した上で、第 16 条に定めるところにしたがい、弊社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。

2 与客户之间的商品 CFD 交易解约的情况，若还残留客户与本公司进行的商品 CFD 交易的未结算部位或残留客户对本公司的债务时，应先通过相反买卖结清未结算部位，然后依照第 16 条的规定，清算本公司与客户之间的债权债务关系。

3. お客様は、前 2 項の手續に伴って、弊社が要した費用をその都度弊社に支払うものとします。

3 客户根据前 2 项的手续，应每次支付给本公司所需要的费用。

第 25 条: 商品 CFD 取引に係るサービスの中止および廃止

第 25 条：与商品 CFD 交易有关的服务中止和废止

1. 弊社は、前条の規定に関わらず、その判断により、原則としてお客様に対し 30 日前に通知することを条件として、本約款その他の関連規程に基づく商品 CFD 取引に係るサービスの提供を中止または廃止することができるものとします。

1 与前条的规定无关，本公司根据其判断，原则上以提前 30 天对客户发出通知为条件，可以中止或废止根据本条款及其它相关规定而提供的商品 CFD 交易有关的服务。

2. お客様は、前項により通知されたサービスの中止・廃止日までに、すべての未決済ポジションを反対売買し商品 CFD 取引を終了するものとします。お客様は、当該中止・廃止日に未決済ポジションが残存する場合、第 14 条 4 項及び 5 項に準じて、弊社が反対売買を行うことに関し、同意するものとします。

2 客户在接到前项所被通知的服务中止、废止日前，应将所有未结算部位进行相反买卖，结束商品 CFD 交易。客户在该中止、废止日，还残留未结算部位的情况，按照第 14 条 4 项与 5 项，本公司将进行相反买卖，客户应予同意。

第 26 条: 通知不到達の扱い 第 26 条：通知不到达的处理

お客様が弊社に届け出た氏名もしくは名称、住所もしくは事務所の所在地、またはメールアドレス等に宛てて、弊社より発信された商品 CFD 取引に関する通知が、お客様の転居、不在等その他弊社の責めに帰さない事由により延着しまたは到着しなかった場合においては、当該通知は通常到達すべきときに到着したとみなされるものとします。

按照客户向本公司申报的姓名或名称、地址或事务所所在地、电子邮箱地址等，由本公司所发出的有关商品 CFD 交易的通知，因客户迁居、不在等不能归责于本公司的事由，延迟到达或没有到达的情况，在该通知通常应到达时，可视为已经到达。

第 27 条: 通知の承認 第 27 条：通知的承认

お客様が、弊社より商品 CFD 取引に関して送付された通知について、当該通知に定められた期限内に所定の方法にて弊社担当部署に対し異議の申出を行わなかった場合、当該通知の内容を承認したものとみなすものとします。

客户对本公司发出的有关商品 CFD 交易的通知，若未在该通知规定的期限内按规定的方法向本公司的相关部门提出异议，即视为客户已承认该通知的内容。

第28条:財務情報の開示 第 28 条:公开财务情报

お客様は、本約款の規定により弊社に開示される財務情報が、お客様の現在の財政状況を正確に記したものであることを表明し、保証します。お客様は、お客様の純資産を算定する際に、資産および負債が入念に計算され、資産から負債を差し引いた金額を、財務情報に純資産としてお客様が記したことを表明し、保証します。お客様は、負債額を算定する際に、他負債を含めて計算したことを表明し、保証します。お客様は、お客様の流動資産を算定する際に、すぐに(1日以内)現金化できる資産のみを含めて計算したことを表明し、保証します。お客様は、お客様がリスク資本と考えるお客様の資産項目を非常に慎重に検討したことを表明し、保証します。お客様は、リスク資本は、お客様がリスクにさらしても問題のない金額であり、損失した場合でも決してお客様のライフスタイルを変えないものであることを認識します。お客様は、お客様の純資産、流動資産およびリスク資本が減少するような変更がお客様の財政状況に生じた場合は、直ちに弊社に報告します。

客户表明并保证，根据本条款的规定而向本公司公开的财务情报，正确显示客户现在的财政状况。客户表明并保证，在算定其纯资产时，仔细计算过资产及负债，从资产减去负债后的财务情报作为客户的纯资产。客户在算定其负债额时，表明并保证有计算其它负债。客户在算定流动资产时，表明并保证只计算了立即(1日以内)可现金化的资产。客户表明并保证，会在资产项目中慎重研讨风险资本。客户须认识，风险资本额为客户即使遭受风险也没有问题的金额，即使受到损失，也不会改变客户生活方式。客户同意，如发生纯资产，流动资产及风险资本减少的情况时，立即向本公司申报。

第 29 条:録音 第 29 条:录音

弊社はお客様との電話での通話内容を録音する場合がありますが、お客様は録音内容の有効性を承認し、かつこのことに一切異議を申し立てないものとします。さらに、お客様は、お客様または弊社が関与する紛争または手続において、当該録音およびそのコピーが弊社によって証拠として使用されることについて同意するものとします。

本公司会将和客户之间的通话内容录音，客户对其执行无任何异议，并且承认其有效性。客户同意当客户与本公司有纷争或进行相关手续时，本录音内容及其副本作为证据交于本公司使用。

第 30 条:債権譲渡等の禁止 第 30 条:债权转让等的禁止

お客様は、弊社の事前の書面による同意なくして、弊社に対して有する商品 CFD 取引に係る債権を第三者に譲渡、質入れ又はその他の処分をしてはならないものとします。

客户未经本公司事前书面同意，不得将对本公司拥有的商品 CFD 交易有关的债权转让给第三者或作抵押和其它处置。

第 31 条: お客様情報の保護措置 第 31 条: 隐私权保护政策

外部からの不正アクセス、社外流出の防止策としてお客様に関わる全ての情報(氏名・住所・電話番号・売買履歴等)はインターネット環境から切り離されたサーバー上で管理されており、社内においてもアクセスの制限やパスワード保護など、情報の取り扱いについても管理者、責任者による取り扱いに限定され、お客様情報データに対するアクセス情報などを暗号化して徹底した予防、対策管理を行っております。

为防止来自外部的违法访问，信息泄漏，对于与客户有关的所有信息(包括客户的姓名、住址、电话号码、交易履历等)，本公司采用了与网络完全分离开来的伺服器管理方式，本公司内部也同样设置了访问限制、密码保护等安全措施。在信息保管方面也仅授权于管理者以及责任者进行妥善管理。针对顾客信息数据，本公司实施了对衔接信息等进行暗号化的预防及安全保管措施。

1. 弊社がお客様に関して収集した個人情報、お客様と弊社との間の商品 CFD 取引に関するサービスの提供、取引の決済、その他のお客様への情報提供、お客様との連絡など、有益で便利なサービスをご提供するために利用するものとし、本条の 3 項①ないし④の場合を除いて、上記目的外での利用は致しません。

1 本公司收集到的客户个人资料将用作以下有益、便利的用途: 客户在本公司从事商品 CFD 交易时为客户提供各种服务、交易的平仓、其它信息提供以及用于与客户取得联系。除下述第 3 项第①至第④的情形之外，客户的个人数据不会用作以上目的之外的其它用途。

2. 弊社の電子取引システムが提供するサイト(以下「当サイト」という)では、多くの Web サイトと同様に Cookie を使用しております。Cookie とは、お客様が当サイトに訪問したときに、サーバーがお客様のパソコンにデータを送るために利用する小さなデータファイルで、サービスを充実させ、当サイトをお客様により便利に利用していただくために使用しています。当サイトでは、お客様の注文手続やログイン管理、統計情報の収集のために、Cookie を使用しております。お客様は、Cookie を受け取る際に警告を表示するようにブラウザを設定することにより、Cookie を受け取るか否かを定めることができます。Cookie を拒否した場合には、当サイトのサービスが一部ご利用できない場合がございます。

2 本公司的电子交易系统提供的交易网站(以下简称本网站)与众多网站一样，使用 Cookie。Cookie 是当客户访问本网站时，服务器向客户的计算机终端传输数据时使用的数据文件，以便使客户更便利地享受本网站提供的充实服务。本网站使用 Cookie 对客户的交易进行记录、登入系统管理、统计数据的收集之用。如果客户的浏览器设定为接收 Cookie 时提示安全警告，客户可以在看到此提示后决定接收 Cookie 与否。如果客户拒绝接受 Cookie 信息，客户将无法利用本网站的部分功能。

3. 弊社が収集した個人情報については、以下の場合を除き、お客様の許可なく第三者への開示をしないものとします。

3 本公司收集到的客户个人资料，除以下情形外，除非取得客户本人的同意，否则不会提供给第三者。

① 人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難である場合

① 在为了保障他人的生命、身体、财产安全，而又无法事先取得本人对于公开个人资料的同意时

② 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を

得ることが困難であるとき

- ② 在为了维护公共网络清洁或促进儿童身心健康成长，而又无法事先取得本人对于公开个人资料的同意时
 - ③ 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③ 在需要配合国家机关、地方公共团体或授权机构依据法律规定执行公务的情况下，若事先征得本人同意将会造成妨碍执行公务时
 - ④ その他の法令により開示又は提供義務が定められている場合
 - ④ 依据法律规定，有义务公开或提供客户个人资料时
 - ⑤ 弊社が営業の全部又は一部を第三者に譲渡するか、あるいは分社化する場合で弊社から営業譲渡を受けた第三者又は分社した会社に譲渡する場合
 - ⑤ 本公司将经营业务的全部或部分转让给第三者，或由于子公司化，将业务转让给第三者或子公司时
 - ⑥ 弊社の収集した個人情報がお客様を識別することのできない情報にとどまる場合(他の情報と容易に対照することができ、それによりお客様を識別することのできる情報は除く)
 - ⑥ 本公司收集到的个人资料无法识别出是否客户本人情况下(便于同其它数据进行核对，可识别客户身份的数据除外)
 - ⑦ その他、法令の範囲内において、お客様へのサービス提供のために必要であると弊社が合理的に判断した場合
 - ⑦ 另外，在法令所容许的范围之内，为了向客户提供服务本公司所做出的合理决定的情况下
 - ⑧ 弊社に破綻等の事由が生じ、信託口座で管理しているお客様の証拠金が受益者代理人(弁護士)から返還される場合、本人確認法に基づいて、ご本人確認をさせていただく必要がありますので、お客様の個人情報を受益者代理人(弁護士)及び信託先のソシエテジェネラル信託銀行株式会社及び三井住友銀行に提供する場合
 - ⑧ 根据本人确认法规定，本公司万一发生破产的情况，受益代理人(社外律师)将信托帐户内保管的客户保证金返还给客户时，必须确认客户本人身份。届时本公司可能会将客户的个人资料提供给受益人代理人(社外律师)以及信托契约银行法国兴业银行
4. 弊社では、個人情報の管理については、合理的な技術的方策を採ることにより、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等のないよう努めております。また、弊社では、個人情報を扱う社員に対して、教育啓蒙活動を実施し、個人情報の安全管理を義務づけています。
- 4 本公司采用合理的技术管理个人数据，防止各种不法盗用、丢失、破坏、篡改、泄漏等情况的发生。加强对员工的教育、培养个人数据管理的安全意识。
5. 弊社に提供していただいたお客様の個人情報について、お客様が変更・訂正(以下「変更等」といいます。)をされたい場合には、所定の方法にしたがって変更等の手続をするものとします。
- 5 客户提供给本公司的个人数据按照规定的修改程序可以修改、订正(以下称「修改」等)。
6. 当サイトよりリンクを設定している他のサイトでの個人情報の取扱について、弊社では責任を負うことができません。当サイトより他のサイトに移動される場合には、各リンク先サイトの個人情報取扱についての規約等をご覧になることをお勧めいたします。本条は当サイトによって収集された個人情報のみ適用されるものとします。

- 6 通过本网站设置的连接进入其它网站后，本网站不再对个人数据的处理负任何责任。建议客户阅读相关进入网站的个人数据使用条约。本隐私权保护政策只适用于本网站收集的个人资料。
- 7 弊社は本条の全部または一部(個人情報の利用目的に関する規定を含みますが、これに限りません)を改訂することがあります。重要な変更がある場合には、当サイトにおける掲示など合理的な方法によってお知らせするものとします。
- 7 本公司保留修订本隐私权保护政策的全部或部分内容(不限于个人资料利用的有关规定)的权利。当本公司对该政策做出重大修改时，会通过网页张贴告示等合理的方法通知客户相关的事项。
- 8 弊社では、個人情報の保護に関連する日本の法令その他の規範を遵守するとともに、本条の内容を継続的に見直し、その改善に努めています。
- 8 本公司在遵守日本关于保护个人资料的法令和其它法规的同时，可以不时修订、完善本政策的内容。

第 32 条:本約款その他の関連規程の変更 第 32 条:本条款及其它相关规定的变更

- 1 弊社は、本約款その他の関連規程の変更が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合またはそれらの制限ないし義務が軽微である場合、お客様に対する通知を条件として、弊社の判断で本約款その他の関連規程の内容を変更することができるものとします。
 - 1 本公司在本条款及其它相关规定的变更不会限制客户原来的权利或对客户加上新的义务的情况或限制、义务较轻微的情况，以通知客户为条件，可以根据本公司的判断，变更本条款及其它相关规定的內容。
- 2 弊社は、本約款その他の関連規程の変更が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合またはそれらの制限ないし義務が軽微である場合を除き、お客様にその変更事項を事前に通知するものとします。この場合、お客様が所定の期日までに弊社に対する異議の申し出を書面または電子メールにより行なわないとき、その変更に同意したものとみなします。
 - 2 本条款及其它相关规定的变更不会限制客户原来的权利或对客户加上新的义务的情况或限制、义务也较轻微的情况除外，会将其变更事项预先通知客户。这种情况，客户若不在规定的日期前通过书面或电子邮件对本公司提出异议，即视为客户已同意其变更。

第 33 条:無効規定の可分性 第 33 条:无效规定的可分性

本約款又はその他弊社の定める一切の規定の一部が不正または無効である、もしくは何らかの理由で施行できない場合、当該規定部分は問題となる法律要件に合致させるために必要な限度で削除され制限されるものとし、また当該規定部分は可分であるものとみなされ、それ以外の規定部分の有効性及び拘束力に影響を及ぼすことはないものとします。

本条款或其它本公司制定的一切规定的部分内容不当或无效，或因某种理由不能施行的场合，为使该规定部分符合成为问题的法律文件，将在必要的限度删除和限制，同时该规定部分视作是可分的，并不影响其它规定部分的有效性及约束力。

第 34 条:準拠法及び合意管轄 第 34 条:依据法律和同意管轄

- 1 本約款その他の関連規程は、日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

- 1 本條款及其它相關規定依据日本法律，并依照日本法律作解釋。
- 2 本約款その他の関連規程に基づくお客様と弊社との間の商品 CFD 取引に起因または関連する訴訟については、弊社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 2 根据本條款及其它相關規定，客户与本公司之间因商品 CFD 交易所引起的或相关的诉讼，以管轄本公司所在地的地方法院为一审专属的同意管轄法院。

商品 CFD 取引口座約款 商品 CFD 交易帳戶條款

東岳証券株式会社 (TOGAKU Securities CO.,LTD、以下「弊社」といいます)は、お客様が弊社と行う商品 CFD 取引を処理する口座(以下「本口座」といいます)の取扱いに関し、以下のとおり、商品 CFD 取引口座約款(以下「本約款」といいます)を定めるものとします。

東岳証券股份有限公司 (TOGAKU Securities CO.,LTD 以下均簡称为「本公司」)、为客户与本公司发生的商品 CFD 交易账户(以下均簡称为「本账户」)的使用，特立本商品 CFD 交易账户條款(以下均簡称为「本條款」)。

第 1 条:適用關係 第 1 条:适用关系

- 1 本約款は、お客様が、弊社と商品 CFD 取引を行うにあたり、弊社に開設すべき本口座に関する取り決めです。
 - 1 本條款是，针对客户与本公司进行商品 CFD 交易时，有关应在本公司开设本账户的相關規定。
 - 2 本約款は、別段の定めがない限り、商品 CFD 取引約款、商品 CFD 電子取引システム利用約款、商品 CFD 取引説明書その他弊社が定める一切の規定の適用を前提とするものとします。
 - 2 本條款是，如果没有其它特別規定，是以商品 CFD 交易條款、商品 CFD 电子交易系统使用條款、商品 CFD 交易说明书及其它本公司制定的一切規定的适用作为前提。

第 2 条:本口座による集中処理 第 2 条:本账户中发生的帳务集中处理

お客様が弊社と行う商品 CFD 取引に関しては、証拠金、反対取引による差金決済を行った場合の差損益金の受渡し、取引の執行など当該取引に関するすべての金銭の授受を、本口座において処理するものとします。

对于客户与本公司进行的商品 CFD 交易，由保证金及相反交易发生差额结算时的损益金差额的支付与收入，以及执行交易等与该交易相关的所有货币的授受，均在本账户中完成。

第 3 条:本口座の開設方法 第 3 条:开设本账户的方法

- 1 お客様が、弊社所定の方法により、弊社に本口座の開設を申込み、弊社が当該申込内容を審査したうえ、これを弊社の単独の裁量に基づいて明示的に承諾した場合に限り、本口座が開設されるものとします。

- 1 由客户按照本公司所制定的方法向本公司申请开设本账户，本公司对该申请内容进行审核的基础上，根据本公司自身考虑明确表示同意后，才能开设本账户。
- 2 本口座の開設申込は、本約款、商品 CFD 取引約款、商品 CFD 電子取引システム利用約款、商品 CFD 取引説明書その他弊社が定める一切の規定を熟読了知のうえ、それら内容に同意され、弊社との商品 CFD 取引を行うことを希望するお客様ご本人が行うものとします。代理による本口座の開設申込は一切認められません。
- 2 本帳戶の開設申請是在充分了解本條款、商品 CFD 交易條款、商品 CFD 電子交易系統使用條款、商品 CFD 交易說明書及其它本公司所制定的一切規定的基礎上同意其內容，並且由希望與本公司進行店頭保證金價差合約(CFD)交易的客戶本人提出申請。對於代理方式申請開設本帳戶的，均不予以受理。
- 3 お客様は、本口座の開設申込にあたって、所定のフォームに真実かつ正確な情報を漏れなく記載するものとします。
- 3 客戶在申請開設本帳戶時，要按照所規定的格式填寫真實、準確的信息。

第 4 条:必要書類の差し入れ 第 4 条: 提交必要文件

お客様には、本口座開設の申込と同時に商品 CFD 取引口座開設申込書、マネーロンダリング規制覚書その他弊社所定の必要書類を弊社に差し入れるものとします。これら必要書類が弊社に差し入れられない場合または差し入れられた必要書類に不備がある場合、お客様の本口座開設の申込は拒絶されるものとします。

客戶在申請開設本帳戶的同時，要向本公司提交商品 CFD 帳戶開設申請書、反洗錢規定備忘錄，以及本公司所規定的其它必要文件。如果不向本公司提交這些必要文件，或者所提交的必要文件不全面，則客戶所提出的開設本帳戶的申請將被拒絕受理。

第 5 条:本口座に関する入出金の方法 第 5 条: 与本账户相关的资金出入方法

- 1 お客様が本口座から金銭を出金する場合には、お客様が本口座開設時に指定したお客様本人名義の金融機関の口座に弊社が相当額を振込む方式(振込先指定方式)により行うものとします。
 - 1 客戶從本帳戶支出款項時，本公司將以匯款方式(匯款對方指定方式) 支出相等款項與客戶開設本帳戶時所指定的以客戶本人名義開設的金融機構帳戶中。
- 2 お客様が本口座へ金銭を入金する場合には、他の金融機関からの振込みによるものとします。
 - 2 客戶向本帳戶入金時，要從別的金融機構匯款。
- 3 本口座におけるすべての取引に関する弊社とお客様の間の金銭の受け払いについては、証拠金勘定において処理することとします。
 - 3 在本帳戶中發生的本公司與客戶之間所有與交易有關的資金支出與收入，均在本帳戶中完成。

第 6 条:取引および残高の通知 第 6 条: 交易及余額通知

弊社はお客様の取引明細および取引残高明細を電子取引システム上から随時調べることができます。

對於本公司的交易明細及交易余額明細，可以從電子交易系統上隨時進行調查。

第7条：届出事項の変更など 第7条：申报事项の変更等

お客様が弊社に届け出た住所、氏名または名称などに変更があったとき、および届出の印鑑を紛失したときは直ちにその旨を弊社所定の手続きにより届け出るものとします。

客户向本公司申报的住址、姓名、名称等信息若有变更时，或者遗失了登录印鉴时，应立即按照本公司所规定的相关手续通知本公司。

第8条：口座の解約 第8条：账户的解除合约（销户）

次の各項に該当したときは、本口座は解約されます。ただし、商品 CFD 取引の未決済ポジションがある場合には、当該未決済ポジションを反対売買により決済した後に、解約することとします。

符合下列各项时，本账户将被销户。但是，如果存在商品 CFD 交易部位未结清情况时，依据相向买卖原则结清后，才可销户。

1. お客様が弊社に対して本口座の解約を申し出たとき

1 客人对本公司提出解除合约时

2. お客様が商品 CFD 取引約款第 32 条に定めるこの規定の変更不同意しないとき

2 客户不同意商品 CFD 交易条款中，对第 32 条规定的变更时

3. お客様から反社会的勢力でない旨の確約を徴収し、その内容が虚偽であると認められたときに、弊社がお客様に対し解約の申出をしたとき

②3 向客户征收非反社会（黑社会）势力确认后，认为其内容有虚假，本公司对客户提出解约时

4. お客様が反社会的勢力に該当すると認められたときに、弊社がお客様に対し解約の申出をしたとき

4 认为客户属于反社会（黑社会）本公司对客户提出解约时

5. お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、弊社が契約を継続しがたいと認めたときに、弊社がお客様に対し解約の申出をしたとき

④5 客户的暴力要求行为，或已超过法律责任等不当要求行为，本公司认为无法再继续该合约，本公司对客户提出解约时

6. 弊社が定める一定期間の間、取引がない、もしくは証拠金の残高が一定金額を下回ったままの場合において、弊社が解約を申し出たとき

6 在本公司规定的一定期限内，没有进行交易，或者保证金的余额低于一定金额，本公司提出解除合约时

7. お客様が本約款その他弊社の定める規定の条項又は記載内容のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告したとき

7 客户违反本条款及本公司制定的其它条款或相关规定，并且本公司发出了对本账户解除合约通告时

8. 前各項のほか、やむを得ない事由により弊社がお客様に対し解約を申し出たとき

8 除了上述各项以外，由于不得已的理由本公司向客户提出解除合约要求时

第9条：免責事項 第9条：免除责任事项

お客様が第7条の変更手続を怠ったことその他弊社の責めに帰すべきでない事由により、本口座における取扱い、この規定の変更等に関しお客様に生じた損害・損失については、弊社はその責めを負わないものとします。

由于客户自身失误，疏忽了第7条中有变更手续的要求，以及不应归咎于本公司的事由，对本账户的使用、第7条中规定的有关变更事项等所引发的对客户带来的损害及损失，本公司将对此不承担责任。

第10条：権利等の処分について 第10条：关于权利等的处置

お客様は、本口座開設者としての地位により弊社に対して取得した一切の権利又は利益を譲渡、貸与、担保差入その他の形態を問わず処分することができないものとします。

以本账户的开设者身分所取得的一切权利或利益，客户不得进行转让、借给他人使用、作抵押及其它任何形态形式处置本账户。

商品 CFD 電子取引システム利用約款 商品 CFD 電子交易系统使用条款

東岳証券株式会社(TOGAKU Securities CO.,LTD、以下「弊社」といいます。)は、お客様による弊社の商品 CFD 電子取引システム(以下「本システム」といいます。)の利用に関し、以下のとおり、商品 CFD 電子取引システム利用約款(以下「本約款」といいます)を定めるものとします。

东岳证券股份有限公司(TOGAKU Securities CO.,LTD 以下均简称为「本公司」)就顾客的商品 CFD 电子交易系统(以下均简称为「本系统」)的使用事宜，制定了商品 CFD 电子交易系统使用条款(以下均简称为「本条款」)，具体内容如下所示。

第1条：適用関係 第1条：适用关系

1. 本約款は、お客様が、弊社との間で商品 CFD 取引を行う際に、パソコン等の情報端末を介しインターネット経由で本システムを利用することについての取り決めです。
 - 1 本条款是，顾客与本公司之间进行商品 CFD 交易之时，利用计算机等信息终端、通过网际网络使用本系统之时的规定。
2. 本約款は、別段の定めがない限り、商品 CFD 取引約款、商品 CFD 取引口座約款、商品 CFD 取引説明書その他弊社が定める一切の規定の適用を前提とするものとします。
 - 2 只要没有另行规定，本条款是商品 CFD 交易条款、商品 CFD 交易帐户条款、商品 CFD 交易说明书以及本公司制定的其它一切规定的适用作为前提。
3. お客様による本システムの利用については、別段の定めがない限り、当該利用時点において通知または開示されている最新の本約款、商品 CFD 取引約款、商品 CFD 取引口座約款商品 CFD 取引説明書その他弊社が定める一切の規定の適用に対する承諾が前提となります。
 - 3 顾客在使用本系统之时，只要没有其它另行规定，需先承诺当时点本公司的通知或公开宣布的本条款的最新内容、商品 CFD 交易条款、商品 CFD 交易帐户条款、商品 CFD 交易说明书以及本公司制定的其它一切规定。
4. お客様が本システムを利用する行為は、別段の定めがない限り、当該利用時点において開示されている

最新の本約款、商品 CFD 取引約款、商品 CFD 取引口座約款、商品 CFD 取引説明書その他弊社が定める一切の規定の適用への承諾とみなされます。なお、弊社は、お客様による本システムの利用に先立ち、本約款等に関する確認書の差し入れを求めることがあります。

4 顧客使用本システム之行為、只要没有其它另行规定、被视为事先承诺当时点本公司公开宣布的本条款的最新内容、商品 CFD 交易条款、商品 CFD 交易帐户条款、商品 CFD 交易说明书以及本公司制定的其它一切规定。此外、本公司可以在顾客使用本系统之前、向顾客要求提供有关本条款等的确认书。

第 2 条:本システムを利用できる者の範囲 第 2 条:本システム所适用顾客的范围

本システムは、お客様が商品 CFD 取引約款、商品 CFD 取引口座約款、商品 CFD 取引説明書その他弊社が定める一切の規定を熟読了知のうえ、それら内容に同意され、かつ弊社との商品 CFD 取引を開始するために必要な所定手続を完了した場合(弊社による審査・承諾手続を含む)に限り、当該お客様ご本人のみが利用できるものとします。

本システムは在顾客熟读并充分理解本公司的商品 CFD 交易条款、商品 CFD 交易帐户条款、商品 CFD 交易说明书以及本公司制定的其它一切规定的基础上、同意这些规定内容、并且在与本公司开始商品 CFD 交易时完成所必需的规定手续(包括本公司所进行的审查・同意手续)之后、该顾客本人才具备适用资格。

第 3 条:本システムを利用するために必要な一切の設備の設置責任

第 3 条:关于使用本システム所需要的一切设备的设置责任

1. 本システムは、インターネットを經由して、お客様に提供されるものとします。本システムの利用にあたっては、本システムに適した端末機器、モデム、接続回線、ソフトウェアプログラム、インターネット接続会社(プロバイダー)等との契約その他本システムにアクセスしこれを利用するために必要な一切の機器・回線等の設備が、お客様の責任及び費用負担によって準備し維持されるものとします。お客様は、本システムに接続するために必要なアクセス料金およびサービス料金をすべて負担し、本システムにアクセスする際に課される料金をすべて支払わなければならないものとします。

1 本システム經由网际网络提供给顾客使用。在使用本系统之时、适用于本系统的终端机器、调制解调器、连接线路、软件程序、与网际网络联接公司(网际网络服务提供厂家)等的合同、以及其它与本系统连接所必需的一切机器・线路等设备均由顾客本人予以准备、负责并且承担所需费用。为了连接本系统所必需的连接费用以及服务费全部由顾客负担、同时顾客还必须支付连接本系统之时所要求的费用。

2. 本システムの利用に関する推奨仕様については弊社にて別途定めるものとします。但し、弊社の定める当該推奨仕様は、お客様が満足されるシステム反応速度や回線速度などを表明ないし保証するものではありません。お客様が当該推奨仕様におけるシステム反応速度、回線速度その他の設備に関連した事由によって満足のいく取引を行えなかった場合においても、弊社はそれによってお客様に発生した一切の損害に関して、何ら責任を負うものではありません。

2 关于本系统的使用方面的推荐设备、本公司有具体另行设定。需要补充的是、由本公司确认的该推荐使用设备并不承诺或保证能使顾客得到满意的系统反应速度、线路速度等内容。顾客使用该推荐设备时、如果由于系统反应速度、线路速

度等以及其它设备相关的原因，不能进行令顾客满意的交易，而使顾客面临损失之时，本公司对其一切损失均不承担任何责任。

3. 弊社は、本システムの規格変更等を随時行うことができるものとします。本システムの規格変更等により、お客様の使用している機器・回線等の必要設備が本システムに対応することができなくなった場合、お客様は、その責任及び費用負担において変更後の本システムに対応した機器・回線等の必要設備を準備するものとします。弊社は、本システムの規格変更等によってお客様に発生した一切の損害に関して、何ら責任を負うものではありません。
- 3 本公司具有对本系统的规格随时进行变更等权利。由于本系统的规格变更等原因，顾客所在使用的机器・线路等必需设备出现不能继续适用于本系统的情况之时，顾客承担该责任以及费用，并且由该顾客准备本系统变更之后所适用的机器・线路等必需设备。对于由本系统的规格变更等原因造成顾客发生的一切损失，本公司均不承担任何责任。
4. お客様は、本システムにおいて提供されている情報等を利用し、保存することに伴うあらゆるリスクを引き受けるものとします。弊社は、本システム、これに関連するサーバー、ドメインなどから送られるメール、コンテンツ等にコンピューター・ウィルスその他これに類する有害または不適切なプログラム、デバイス、情報またはデータが含まれないことについて、一切の保証を行わないものとします。
- 4 顾客在使用并保存本系统提供的信息等之时，需同时接受与此相随的一切风险。对于由本系统、与此有关联的服务器、主机（DOMAIN）等送出的邮件，相关内容等若出现携带计算机病毒以及其它与此类类似的有害或者不妥当的程序、装置（device）、信息或者数据等事宜，本公司均不承担责任，并对以上情况的避免发生不做出任何保证。
5. お客様は、弊社との商品 CFD 取引の開始日及び各商品 CFD 取引の開始日のそれぞれにおいて、コンピューター・ウィルスその他これに類する有害または不適切なプログラム、デバイス、情報またはデータに対するセキュリティおよびコントロールに関して、適切な防御措置を講じ、これを運用・維持するものとします。お客様は、弊社またはそのサービスプロバイダのいずれにも、コンピューター・ウィルスその他これに類する有害または不適切なプログラムまたはデバイスを送信せず、また直接間接の別を問わず、弊社またはそのサービスプロバイダをこれらの危険にさらさないことを表明し、保証するものとします。
- 5 顾客需要在与本公司之间进行商品 CFD 交易的开始日以及进行各商品 CFD 交易的开始日当天，采取合适的防护措施，以防护计算机病毒以及其它与此类类似的有害或者不妥当的程序、保护装置（device）、信息或者数据的安全性以及对其正常的控制，并负责其操作、维护。顾客还需要明确表示不将计算机病毒以及其它与此类类似的有害或者不妥当的程序或者装置（device）等发送散播到本公司或者其它服务提供商处，同时，无论直接或间接与否，不让本公司或者其它服务提供商遭受这些危险，并做出保证。

第 4 条: 口座番号、ユーザーID、パスワード及びサービス・ピンの取扱い

第 4 条: 账户号码、客户代码、密码以及服务密码的操作

1. 弊社は、第 2 条に該当するお客様に対して、口座番号、ユーザーID、パスワード及びサービス・ピンの発行及び設定を行うものとします。
 - 1 本公司对于符合第 2 条规定内容的顾客，负责提供以及设定账户号码、客户代码、密码以及服务密码。
2. お客様がお客様名義の商品 CFD 取引口座にアクセスし、本システムを利用してお客様の勘定で商品 CFD 取引に関する注文等を行う際には、ユーザーID 及びパスワードの双方を必要とするものとします。お客様

が商品 CFD 取引約款第 6 条第 2 項に従い電話による取引を行う場合には、サービス・ピンを必要とするものとし、お客様が、ユーザー ID、パスワードまたはサービス・ピンについて、これを誤って入力したり、忘却したりする等、お客様自身の責任により、満足のいく取引の注文等を行えなかった場合、それによってお客様に発生した一切の損害に関して、弊社は何ら責任を負うものではありません。

2. 顧客进入商品 CFD 交易帐户，使用本系统以顾客结算形式进行商品 CFD 交易的相关买卖等之时，需要使用客户代码以及密码。顾客在按照商品 CFD 交易条款第 6 条第 2 项内容要求，通过电话进行交易之时，需要使用服务密码。如果由于顾客输入错误的客户代码、密码或者服务密码、或者由于忘记客户代码、密码或者服务密码等原因，即因为顾客自己的责任，出现交易要求等交易行为无法正常进行之时，而导致顾客的一切损失，本公司均不承担任何责任。
3. 弊社がお客様に対して発行した口座番号、ユーザー ID、パスワード及びサービス・ピンは、これらの発行を受けたお客様ご本人のみに限るものとし、これらを第三者に開示、貸与、譲渡、名義変更または質入等すること及び第三者と共用することは禁止されるものとし、弊社は、お客様が本条項に違反しているものと弊社が認めた場合、お客様名義による本システムの利用の全部ないし一部を停止することができるものとし、
3. 本公司向顾客发放的账户号码、客户代码、密码以及服务密码，仅提供给顾客本人，禁止将这些信息向第三者公开、出借、转让、名义变更或者进行抵押，以及与第三者共享等行为。本公司一旦确认顾客违反本条规定内容，可以决定全部或者部分停止顾客对本系统的使用。
4. お客様は、口座番号、ユーザー ID、パスワード及びサービス・ピンについて、第三者に盗用又は不正使用等されないよう、自己の責任において管理するものとし、弊社は、本システムの利用に際して入力されたユーザー ID 及びパスワードが特定のお客様用に発行・設定されたものと一致することを所定の方法により確認した場合、当該お客様による利用があったものとみなし、それらが盗用、不正使用その他の事情により当該お客様以外の者が利用している場合であっても、それにより生じた損害について何ら責任を負わないものとし、(口座番号、サービス・ピンに関してもこれと同様とします)。また、口座番号、ユーザー ID、パスワード及びサービス・ピンの漏洩などに起因または関連してお客様に生じた一切の損害について、弊社は何ら責任を負わないものとし、
4. 顾客应自行负责管理其账户号码、客户代码、密码以及服务密码，以确保这些内容不被第三者盗用或者非法使用等。本公司通过所定方法确定，使用本系统之时输入的客户代码以及密码与本公司提供并设定给特定顾客用的内容一致，将视为该顾客的使用行为。如果由于盗用、非法使用以及其它原因，出现该顾客以外的其它人在使用，并由此导致的各种损失，本公司均不承担任何责任。(账户号码、服务密码也与此相同) 其它如因账户号码、客户代码、密码以及服务密码的泄漏等原因，或者因为发生与此相关的事宜，导致顾客的一切损失，本公司均不承担任何责任。
5. お客様は、口座番号、ユーザー ID、パスワード及びサービス・ピンが盗難にあたり、第三者によって不正に使用されたりしたことを認識した場合またはこれらのおそれがあるとの認識を有した場合には、直ちに弊社にその旨連絡するものとし、
5. 顾客一旦确认自己的账户号码、客户代码、密码以及服务密码被盗、或者被第三者非法使用，或者认为有上述可能性之时，须立即与本公司联络，传达该讯息。
6. お客様が口座番号、ユーザー ID、パスワード及びサービス・ピンをご利用される場合には、それぞれについて、所定の回数までの入力ミスは許容されるものとし、かかる許容回数を超過して入力ミスがなされた

場合は、口座番号、ユーザーID、パスワード及びサービス・ピンのご利用が停止され、これらの再発行手続を経なければならないものとします。

- 6 顧客在使用账户号码、客户代码、密码以及服务密码的每一项服务时，都有其规定的输入错误次数。错误输入超过所规定的次数，账户号码、客户代码、密码以及服务密码将被停止利用，必须重新办理再发行手续。

第5条:本システムのサービスの範囲 第5条:本系统的服务范围

弊社がお客様に提供する本システムのサービスの範囲は、弊社が別途に定めるものとします。但し、本システムの提供するサービス内容は、お客様に事前の通知をすることなく変更する場合があります。

关于本公司向顾客提供的本系统的服务范围，本公司有另行具体规定。需要注意的是，本公司有可能会不事先通知顾客，而变更本系统提供的服务内容。

第6条:取引の利用時間 第6条:交易系统的利用时间

1. 本システムの利用時間は、弊社が別途に定めるものとします。但し、本システムのサービス時間は、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

- 1 关于本系统使用时间，本公司有另行具体规定。需要注意的是，本公司有可能会事先不通知顾客，而变更本系统的服务时间。

2. 市場休業日及び弊社休業日は、本システムの利用による取引ができません。

- 2 市场休息日以及本公司休息日，本系统将停止各种交易。

第7条:取引の種類および取引銘柄 第7条:交易种类以及交易产品

お客様が本システムを利用して取引を行える商品および取引の種類、金額、銘柄、最低単位、注文等の方法、執行時間の制限その他の条件は弊社が別途に定めるものとします。但し、お客様に事前に通知することなくこれらを変更する場合があります。

关于顾客通过本系统所能进行的交易商品以及交易种类、金额、产品、最小单位、交易要求等的操作方法、执行时间的限制以及其它各种条件，本公司有另行具体规定。需要注意的是，本公司有可能会事先不通知顾客，而变更本系统的这些内容。

第8条:注文手続 第8条:交易手续

1. 商品 CFD 取引は、お客様が本システム上において商品 CFD 取引に関する注文等の内容を入力し、これを確定させる旨の操作を行った後、当該注文内容を弊社が受信し、これを執行した時に成立するものとします。

- 1 商品 CFD 交易是顾客在本系统上输入其商品 CFD 相关交易要求等内容，并确认这些操作内容之后，本公司接收到该交易内容，该交易内容将在执行之后被当作完成。

2. お客様が本システム上において商品 CFD 取引に関する注文等の内容を入力し、これを確定させる旨の操作を行うことは、商品 CFD 取引契約に関する申込の意思表示の発信と評価されますが、当該意思表示は、

お客様が本システム上において入力し確定させた注文等の内容が弊社において閲覧可能な状態になった時点(この状態を「受信」とします。)において初めて、弊社に到達したと評価されるものとします。

- 2 顧客在本システム上輸入其商品 CFD 相关交易等内容，并对这些操作内容予以确认的行为，本公司将视为是该顾客申请商品 CFD 交易买卖的意向表示。但是，顾客在本系统上输入并确认的交易内容等只有在本公司能够 阅览之时（这种能够阅览的状态为“接收”），才可将该意向表示视为已到达本公司。
3. お客様は、ご自身が入力した注文等が弊社に受理されたこと及び注文等の内容と弊社の受理内容が一致することを、必ず本システム上の照会画面等にて確認することとします。
- 3 顧客必須通过本系统的查询画面等自行确认本公司受理的交易内容是否与该顾客输入的交易内容等相一致。
4. お客様によって行われた注文等は必ずしも執行されるものではありません。お客様は、必ず注文等の手続を行った後、本システムを利用して執行の有無について確認するものとします。
- 4 顾客的交易买卖等行为并不一定全部被执行。因此，顾客必须在完成交易等手续之后，使用本系统确认其交易等行为有无被执行。

第 9 条: 注文の有効期限 第 9 条: 交易的有效期限

お客様が本システムを利用し発注した取引注文等の有効期間は、弊社の別途に定める範囲内でお客様が指定するものとします。

关于顾客使用本系统进行交易等的有效期限，本公司在另行规定的范围内由顾客指定。

第 10 条: 注文の発注可能時間 第 10 条: 交易的允许提出时间

お客様が本システムで取引注文の発注できる時間は、弊社が別途に定める時間に限るものとします。

关于顾客在本系统允许提出交易要求的时间，限于本公司另行规定的时间。

第 11 条: 注文の撤回・変更 第 11 条: 交易的取消・変更

1. お客様が本システムを利用して行った注文等は原則として撤回できないものとします。但し、未だ執行されていない注文等に限り、本システムを利用して撤回を行うことができるものとします。なお、注文等を変更する場合は、変更しようとする注文等の取り消しを行った後、新たに第 8 条規定の手続に従って変更後の内容にて注文等を行うものとします。
- 1 顾客使用本系统所进行的交易等，原则上不能取消。需要注意的是，只要是还没有被执行的交易等，可以使用本系统进行取消的操作。此外，如果要变更交易等时，在对要变更的交易等执行了取消的操作之后，对变更后的内容进行交易等之时，需重新按照第 8 条规定的内容进行操作。
2. お客様が利用されている回線の通信速度又は障害等に起因する受発注の時間差に伴い、前項の取消又は変更が完了しないことによりお客様に生じる損害について、弊社は何らの責任をも負わないものとします。
- 2 如果由于顾客自己使用的通讯线路或者其它故障等原因，交易要求的发出和接收出现时间差，从而使得对其前项的取消或者变更操作无法完成，而导致顾客的一切损失，本公司均不承担任何责任。

3. 弊社が本システム上の照会画面において商品 CFD 取引の成立及びその内容を掲示しお客様がこれを受領した後1取引日以内に、お客様から注文等の内容と取引成立の内容との間に齟齬がある旨の通知がなされなかった場合、お客様は、当該照会画面に記載された商品 CFD 取引の内容に対して異議がないとみなされるものとします。
- 3 本公司在本系统上的查询画面上公布商品 CFD 交易的完成以及其相关内容，顾客在收到该公布之时起的1个交易日内，只要顾客没有通知本公司其交易等内容与交易完成后的内容有出入，本公司将认为该顾客对于该查询画面上所记载的商品 CFD 交易内容没有异议。

第12条：取引レートにエラーが生じた場合の扱い 第12条：交易价格发生错误之时的处理措施

お客様は、レート、相場、注文等にあたっての値決めおよび注文をストリーミングする際には価格にエラーが生じる可能性があることを確認します。お客様は、かかる誤った価格が技術的問題、手動入力その他いかなる原因によるかにかかわらず、公正価格の決定については弊社のカバー取引先のみが最終的に権限を有することを承諾します。弊社のカバー取引先は、ある価格が誤りであるか否かについては、インターブローカー市場のレートにアクセスして判断します。誤った市場価格で実行された取引は、実行時点の市場価格に訂正した上で再実行されます。誤った価格に基づいて実行された成行以外の注文は、取り消されます。

价格、市价、交易买卖等的定价以及买卖交易时，顾客需确认此时该价格有无发生错误的可能性。顾客需承诺：牵涉到的错误价格，不论是否因技术性问题导致的该结果、还是因人手操作输入或其它各种问题导致的该结果，只有本公司的交易对手才具备对其公正的价格做出决定的最终权限。对于某一价格的错误与否，本公司的交易对手将通过同业经纪商的市场价来进行判断。按照错误的市场价格成交的交易价格，将被更正为成交之时的市场价格后再执行。在错误的价格基础上成交的市价单以外的交易将被取消。

第13条：注文の不成立 第13条：交易的未完成

弊社は、お客様が本システムを使用して弊社に発注された注文等が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、お客様に通知することなく当該注文等の執行を行わないこととします。なお、これにより生じたお客様の損害については、弊社は一切その責任を負わないものとします。

顾客使用本系统向本公司提出的交易买卖等，如果符合下列列举事项的任何一条，本公司可以在不通知顾客的情况下就拒绝对该交易等的执行。此外，对于顾客因此发生的一切损失，本公司均不承担任何责任。

1. 当該注文等の内容が、取引の利用時間、取引の種類及び取引銘柄、取引の金額その他弊社が定める規定ないし事項のいずれかに反している場合。
 - 1 该交易等内容违反本公司规定的交易使用时间、交易种类以及交易产品、交易金额以及其它本公司制定的规定或者事项的情况下。
2. お客様の商品 CFD 取引口座内の有効証拠金の額が、当該注文等の執行後の必要証拠金の額に対して、不足している場合、又は不足が生じる場合。
 - 2 顾客的商品 CFD 交易帐户内的有效保证金的金额，与该交易等执行后的必需保证金的金额相比，处于不够状态的情况下，或者将出现不足的情况下。

3. 当該注文等の内容が法令、規制等に反している場合。
 - 3 該交易等の内容違反法律、規章等の情況下。
4. その他、弊社が商品 CFD 取引の健全性などに照らし、当該注文等を執行することが不適当と判断した場合。
 - 4 以及其它，本公司参考商品 CFD 交易的健全性等内容，认为该交易等的执行不适合的情况下。

第14条：取引報告書等の送付方法 第14条：交易报告书等的送出方法

1. お客様は、弊社がお客様に対して商品 CFD 取引に関して交付する書面については、紙媒体の交付に代えてインターネットを通じた電子的方法により交付することに同意するものとします。
 - 1 客户同意，本公司交付与客户的商品 CFD 交易有关书面资料，可以通过网际网络用电子交付方法来取代纸张交付。
2. お客様は、弊社がお客様に対して前項に定める方法で提供する商品 CFD 取引に関する取引報告書、取引残高報告書、本商品 CFD 取引に関する約款類、商品 CFD 取引説明書、委託証拠金等の受領に係る書面そのた顧客に対して交付する書面および明細ならびに通知を受領するため、お客様の電子メール及び本システムの提供するサイトを定期的に(少なくとも1日1回)チェックするものとします。
 - 2 为了接收本公司按照前一项的规定方法向顾客提供的、有关其商品 CFD 交易的交易报告书、交易余额报告书、本商品 CFD 合约书、商品 CFD 交易说明书、保证金受领通知书其他交付给顾客之书面资料以及详细说明及通知等，顾客需定期（至少一日一次）检查顾客自己的电子邮件以及本系统提供的网址（site）。
3. 弊社が、商品 CFD 取引に関する取引報告書、取引残高報告書、本商品 CFD 取引に関する約款類、商品 CFD 取引説明書、委託証拠金等の受領に係る書面そのた顧客に対して交付する書面および明細ならびにその他の通知などの情報をお客様が届出ている電子メールアドレスに宛てて送信した場合、当該送信日の1営業日後に、これらの情報がお客様によって受領されたものとみなします。弊社が本システム上に掲示したこれらの情報および通知は、掲示日の1営業日後にお客様によって受領されたものとみなします。
 - 3 本公司将有关其商品 CFD 交易的交易报告书、交易余额报告书、本商品 CFD 合约书、商品 CFD 交易说明书、保证金受领通知书其他交付给顾客之书面资料以及详细说明及通知等的信息发送到顾客申报的电子邮件地址之后，将认为顾客在该发送邮件日的1个营业日之后收到这些信息。关于本公司在本系统上公布的这些信息以及通知，本公司将认为顾客在该公布日的1个营业日之后收到这些内容。
4. お客様は、電子的に送信された文書または情報にアクセスし、これを開き、その他閲覧することに困難が生じた場合、速やかに弊社に対し、書面で通知するものとします。かかる通知は、弊社に対して、実際に交付され、または電子メールまたはファクシミリにより受信された場合に限り、受領されたものとみなされます。かかる通知がお客様からなされた場合、弊社は当該文書または情報をお客様に交付するため、代替的な方法をとるものとします。但し、かかる代替的な交付方法がとられた場合でも、前項によってみなされる受領日に影響はないものとします。
 - 4 对于本公司通过电子形式发送的文件或者信息，顾客在进入、打开、以及其它阅览之时如果出现无法正常操作的情况，顾客需迅速通过书面形式通知本公司。对于该通知，只有在直接交给本公司、或者通过电子邮件或者传真的方式发给本公司而本公司确实收到的情况下，才认为该通知已到达本公司。如果顾客已提出该通知，本公司为了将该文件或者信息

交付给顾客，将采取替换的方式进行。需要注意的是、即使采取该替换形式的交付方法，对于前项所认可的接收日期没有影响。

5. お客様に送付され、または本システム上に掲示される取引の明細その他これに類する情報または通知は、確定的で拘束力を有するものとします。ただし、かかる報告または通知が電子的に送信され、本システム上に掲示され、または口頭でなされた場合は、お客様がそれを受領した時点で異議を申し立てたとき、またはこれらの報告または通知が書面でなされた場合は、当該書面の受領日から3営業日以内に書面により、お客様が弊社に対して異議を申し立てたときは、この限りではないものとします。
- 5 送付给顾客、或者在本系统上公布的交易明细说明以及其它与此类似的信息或者通知，具有明确的约束力。需要注意的是，该约束力对下列情况无效：即该报告或者通知如果是通过电子方式发送、或者在本系统上公布、或者口头形式通知的情况下，顾客在接收到的时间之时提出异议，或者这些报告或者通知是通过书面形式发送、顾客在接收到该书面当日开始的3个营业日内，以书面形式向本公司提出异议的情况。

第 15 条：電子交付に関する免責事項 第 15 条：关于电子交付的免责事项

電信、インターネット、通信回線、通信機器、コンピューターシステム及び他の障害による電子交付の誤配信、誤作動または遅延等弊社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害及び損失について、弊社はその責めを負わないものとします。

由于电信，网际网络，通信线路，通讯机器，计算机系统及其它故障所发生电子交付的错误发信，错误动作或迟滞等非本公司的责任所造成的损害及损失，本公司不付任何责任。

第 16 条：問い合わせ時間 第 16 条：咨询时间

本システム及びそのサービス内容等に関してお客様から電話等によりお問い合わせをいただいた場合、弊社は、別途に定める時間内に限り、これらに対応するものとします。

顾客对于本系统以及其服务内容等想通过电话等形式咨询本公司时，需在本公司另外规定的时间内进行，在该规定时间内本公司将接受顾客的咨询。

第 17 条：本システム利用上の禁止行為等 第 17 条：本系统使用方面的禁止行为等

1. お客様は、本約款その他弊社が定める一切の規定において個別に規定されているもののほか、以下に掲げる行為を行ってはならないものとし、本システムの利用にあたって、以下の行為を行わないことを弊社に対して誓約・保証するものとします。
 - 1 对于本条款以及本公司制定的其它一切规定除了一些个别的规定之外，顾客均不允许进行以下的行为。顾客在使用本系统时，需向本公司保证不进行以下行为。
 - ① 本システムの利用にあたり、その種類を問わず、虚偽の情報を入力すること
 - ① 在使用本系统之时，无论其种类区别，输入虚假的信息。
 - ② 弊社ないし本システムが指定した方法以外の方法によって、本システムを利用する行為
 - ② 通过本公司或者本系统指定方法以外的其它方法使用本系统的行为

③ 弊社ないし本システムが認める以外の方法で、本システムに関連するデータのリンクを他のデータ等へ指定する行為

③ 通过本公司或者本系统认可方法以外的方法，将与本系统相关联的数据链接到其它的数据等之处的行为

④ 本システムの内容の全部ないし一部を変更する行為

④ 全部或者部分变更本系统内容的行为

⑤ 本システムを利用するコンピュータに保存されているデータへ不正アクセスする、又はこれを破壊もしくは破壊するおそれのある行為

⑤ 对于本系统保存在计算机上的数据，试图非法进入、或者对其予以破坏或者有破坏可能性的行为

⑥ 方法の如何を問わず、本システムの維持・運営を妨害する行為

⑥ 无论任何方法，不利于本系统的维持・运营的行为

⑦ 方法の如何を問わず、他の利用者の個人情報を収集したり、蓄積すること、又はこれらの行為をしようとする

⑦ 无论任何方法，收集或积累其它使用者的个人信息、或者有进行此类可能性的行为

⑧ 公序良俗に反する行為

⑧ 违反公共秩序和社会良好风俗的行为

⑨ その他、故意、過失を問わず、法令に違反し、又は違反するおそれのある行為

⑨ 其它无论故意、过失与否，违反法律、或者有违反可能性的各种行为

⑩ その他、弊社が不適切と判断し、その旨指定する行為

⑩ 其它本公司判断为不当、明确认定为不妥的行为

2. お客様は、本システムをお客様ご自身の投資のためにのみ利用するものとし、以下に掲げる目的又は方法で本システムを利用することは禁止します。

2 本系统仅用于顾客自己投资目的的使用，禁止为了以下所揭示目的或方法而使用本系统。

① 本システムより受ける情報を第三者に開示、譲渡する目的での利用

① 为了将通过本系统接收的信息向第三者公开、转让而使用本系统

② 本システムより受ける情報の加工および再利用

② 对通过本系统接收的信息进行加工以及再次使用

③ お客様以外の第三者のための利用

③ 为了顾客之外的第三者而使用本系统

④ お客様以外の第三者との共同利用

④ 与顾客之外的第三者共同使用

⑤ 本システムを使用した営業活動並びに営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用(但し、弊社が別途承認した場合には、この限りではない)

⑤ 将本系统用于营业活动以及盈利目的、以及为了进行上列准备而使用本系统(需要注意的是，该禁令不适用于本公司另行予以认可的情况)。

⑥ その他、前各号に準ずる利用

⑥ 以及其它与前列各号内容相类似的对本系统的使用

第 18 条:本システムに関する財産権の取扱い 第 18 条:关于本系统财产权的使用

1. お客様は、本システムに関連して弊社がお客様に提供するコンテンツ、情報、情報の集合体その他一切のマテリアルに関する財産権(ここにいう「財産権」には、特許法、実用新案法、著作権法、商標法または意匠法などにより保護された権利を含むが、これに限らない)は、弊社及び弊社に当該コンテンツ等を提供している提供先に帰属していることを認識し確認するものとします。
 - 1 对于本公司向顾客提供的与本系统相关的内容、信息、信息集合体以及其它一切材料的财产所有权(此处所谓的“财产权”,包括被专利法、实用设计法、著作权法、商标法或者发明法等所保护的的权利,但并不限于此),顾客需认识并确定为本公司以及向本公司提供这些内容等的提供商所有。
2. 本システムに関連して弊社がお客様に提供するコンテンツ、情報、情報の集合体その他一切のマテリアルはすべて、非独占的かつ譲渡不能なものとして提供され、お客様のみが使用することができるものであります。お客様は、権利者の事前の文書による承諾を受けた場合を除いて、本システムに関連して弊社がお客様に提供するコンテンツ、情報、情報の集合体その他一切のマテリアルを複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、使用許諾、転載、再利用できないものとします。なお、お客様は、これらの行為を第三者をして行わせることもできないものとします。お客様は、本システムへのアクセスを他者に転売または許可してはならず、本システム上のいかなるマテリアルも他者に転売する目的でコピーしないことに同意するものとします。お客様は、お客様が本システムから印刷またはダウンロードするいかなるマテリアルについても、その著作権に関する通知またはその他の財産権に関する表示を削除しないことに同意するものとします。お客様は、本システム上のいかなるマテリアルについてもその財産権または使用権もしくは使用ライセンスを取得しないことを確認します。
 - 2 本公司向顾客提供的与本系统相关的内容、信息、信息集合体以及其它一切材料均属于非独占性而且不能转让的内容,仅限于顾客本人使用。除非权利人事先以文书形式得到认可,本公司向顾客提供的与本系统有关的内容、信息、信息集合体以及其它一切材料,禁止顾客予以复制、公开、传送、分发、转让、出借、翻译、许诺使用、转载、再次使用。此外,也禁止顾客以第三者的身份进行上述行为。禁止顾客将本系统链接转卖给或者允许他人使用,也禁止顾客将本系统上的任何材料复制转卖给他人。顾客打印或者下载本系统任何材料之时,顾客需同意不删除关于其材料著作所有权的通知或者其它的财产权的有关表示。禁止顾客获取本系统上的任何材料的相关财产权或者使用权或者使用权限。
3. 本条に違反して問題が発生した場合、お客様は、自己の責任と費用において係る問題を解決するとともに、弊社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。
 - 3 违反本条例规定而发生问题之时,顾客须自行承担解决问题时所需责任及相矣费用,同时不给本公司带来任何麻烦或者损失。

第 19 条:リンクの扱いについて 第 19 条:链接的操作事宜

1. 本システムが提供するサイトにおいて、他のサイトへのリンクが張られていたり、第三者が他のサイトへのリンクを提供している場合(広告バナーを含む)、弊社は本システムが提供するサイト以外のサイトについては、何ら責任を負わないものとします。この場合、弊社は、当該サイトに包括され、また当該サイト上で利用が可能となっているコンテンツ、広告、商品、サービスなどについて、その内容を保証、承認または検証したものではなく、これらについて一切責任を負わないものとします。弊社は、それらのコンテンツ、広告、

商品、サービスなどに起因または関連してお客様に生じた一切の損害についても何ら賠償する責任を負わないものとします。

- 1 顧客通过本系统提供的网址，与其它网址相链接粘贴、或第三者提供给其它链接网址等之时（包括广告标语）、本公司对于本系统所提供网址以外的网址均不承担任何责任。在这种情况下，对于该网址所包含、并且在该网址上允许使用的内容、广告、商品、服务等，不被解释为保证、认可或者验证过的内容，本公司均不承担任何责任。对于顾客由于这些内容、广告、商品、服务等或者相关原因而导致的一切损失，本公司均不承担任何责任。
2. お客様が自己のホームページなどに本システムが提供するサイトへのリンクを張ることは原則として自由なものとします。但し、お客様は、当該リンクを張った場合、リンク先のページと URL、リンク元のホームページの内容と URL、リンクの目的などを記載して弊社所定の連絡先に報告するものとします。
- 2 对于顾客在自己个人的网络主页等之上加上本系统提供的网址链接的行为，本公司原则上允许。需要注意的是，顾客在添加该链接时，需要将链接目的地的网页和 URL、被链接网络的主页内容和 URL、链接的目的等作详细记录，提交报告予本公司所指定的联系地址。
3. 前項の規定に関わらず、リンクの仕方やリンク先ないしリンク元のページの内容などにより、本システムが提供するサイトの趣旨に反したり弊社のイメージを毀損するおそれがある等、当該リンクを張ることが相当でないと弊社が認めた場合には、弊社は当該リンクを削除するよう請求できるものとし、かかる請求を受けたお客様は当該リンクを速やかに削除しなければなりません。
- 3 不仅限于前项的规定内容，如果顾客的链接方法、链接目的地或者被链接地址的网页内容等，违反本系统提供的网址宗旨，或有损本公司形象的可能性，本公司确定该链接的使用不当之时，本公司有权要求顾客删除该链接，接收到该要求的顾客必须迅速删除该链接。

第 20 条：本システムの利用の停止・制限 第 20 条：顧客使用本システムの停止・制限

1. 弊社は以下に掲げるいずれかに該当する場合は、通知、催告することなくお客様による本システムの利用を停止することができるものとします。
 - 1 如果顾客符合下列内容的任何一项，本公司有权不事先通知或催促顾客即停止顾客对本系统的使用。
 - ① お客様と弊社との間の商品 CFD 取引が全て解約された場合
 - ① 顾客与本公司之间的商品 CFD 交易全部解除合约的情况下
 - ② お客様が弊社所定の手続により、本システムの利用停止の申し出をされた場合
 - ② 顾客按照本公司所规定手续，向本公司提出本系统使用停止申请的情况下
 - ③ お客様の商品 CFD 取引口座が解約された場合
 - ③ 顾客的商品 CFD 交易帐户被解除合约的情况下
 - ④ お客様が法令、本約款、商品 CFD 取引約款その他弊社が定める規定の各条項に違反した場合
 - ④ 顾客违反法令、本条款规定，商品 CFD 交易条款以及其它本公司制定的各条规定的情况下
 - ⑤ その他弊社においてお客様が本システムを利用することが不適当と判断した場合
 - ⑤ 以及其它本公司确定为顾客对本系统的使用不当的情况下
 2. 弊社においてお客様の本システムでの情報利用が通常の取引の範囲を超えるものと判断した場合、弊社はお客様による本システムの利用を制限することができるものとします。

2 本公司确定顾客对本系统的信息使用超出通常的交易的情况下，有权限制顾客对本系统的使用。

第 21 条:本システムの提供の停止・終了 第 21 條：本系統提供的停止・終止

1. 弊社は、本システムの保守、補修またはアップグレード(予定されていたものか否かを問わない。)を行う必要がある場合その他やむを得ない事由がある場合、予告なく本システムの提供を停止し、お客様による本システムへの一切のアクセスを拒絶する権利を留保するものとします。

1 本公司在需要对本系统进行维护、维修或者升级(无论这些行为是否为事先预定与否。)的情况下以及发生其它无法避免事宜的情况下，有权不事先通知即停止提供本系统，保留拒绝顾客进入本系统的权利。

2. 弊社は、その理由の如何を問わず、予め 30 日以上の間を定めて、お客様に通知することにより本システムの提供を終了することができるものとします。

2 本公司不论其理由如何，规定提前 30 天以上，向顾客发出通知，可终止本系统的提供。

第 22 条:コンテンツ等に関する表明保証の否認 第 22 条：否決对有关内容等的承诺保证

1. 弊社は、本システムに関連して弊社がお客様に提供するコンテンツ、情報、情報の集合体その他一切のマテリアルに関して、明示的であるか黙示的であるかに関わらず、その完全性、正確性、有用性等(商品性または特定目的への適合性の保証を含みますが、これらに限られません)、いかなる種類の表明も保証も行わないものとします。

1 本公司向顾客提供的与本系统有关的内容、信息、信息集合体以及其它一切材料，无论其明确性还是默认性的，其完全性、正确性、有用性等(包括对商品性或者对某特定目的的合适性的保证，但并不限于此)，各种种类等本公司均不予以承诺和保证。

2. 弊社は、お客様が本システムに関連して弊社が提供したコンテンツ、情報、情報の集合体その他一切のマテリアルを利用または信頼したことに全面的または部分的に起因する損失、費用、損害その他権利の侵害について、何ら責任を負わないものとします。

2 对于顾客由于使用或者信赖本公司提供的与本系统有关的内容、信息、信息集合体以及其它一切材料，而导致顾客全面或部分地蒙受损失、损害、费用以及其它权利受到侵害，本公司均不承担任何责任。

3. 弊社は、いかなる場合においても、法律上の請求原因の如何を問わず、間接的、付随的、派生的、懲罰的及び特別損害に対する賠償責任を負わないものとします。ここで賠償責任の対象から除外される損害は逸失利益を含むが、これに限定されるものではないものとします。

3 无论在任何情况下，不论法律上的申诉原因如何，对于顾客所蒙受的间接性的、附带性的、衍生性的、惩罚性的以及其它的特别损失，本公司均不承担赔偿责任。这里赔偿责任对象之外的损失包括逸失利润，但是不局限于该项内容。

4. いずれかの法域において、一定の損害に対する責任を免除または制限することが認められない場合、当該法域においては、弊社またはそのサービスプロバイダの責任は、法により許容される限度で、本約款その他弊社の定める規定に従って制限されるものとします。

4 如果各法律均不同意免除或者限制本公司或其服务提供商对一定损失的责任，本公司或者其服务提供商将根据该法律规定，并在法律允许的范围内，按照本条款及本公司制定的其它规定，对自己的责任予以限制。

第 23 条:本システムに関する技術上の性能等に関する表明保証の否認

第 23 条：否決对本系统有关技术性能等的承诺保证

1. 弊社は、お客様が望まれる時間もしくは場所において本システムにアクセスし、これを利用することができるということ、または本システムが連続的にエラーのないサービスを提供することについて、明示的であるか黙示的であるかに関わらず、何らの表明も保証も行わないものとします。その他、弊社は、本システムに関して、明示的であるか黙示的であるかにかかわらず、いかなる種類(商品性または特定目的への適合性の保証を含みますが、これらに限りません。)の表明も保証も行わないものとします。
 - 1 对于顾客在期望的时间或者场所进入本系统并加以使用、或者本系统向顾客提供连续的没有过失的服务等，无论是明确性的还是默认性的，本公司均不做出任何承诺及保证。其它的、无论是明确性的还是默认性的、与本系统有关的任何种类(包括商品性或者对某特定目的的适合性等的保证，但是不局限于这些内容)，本公司均不做出任何承诺或予以保证。
2. お客様は、インターネットおよびワールドワイドウェブにおいては、技術的な問題またはその他の条件により、お客様による本システム上での注文等の入力または撤回等が遅延し、またはできなくなる場合があること、また同様に、弊社による本システム上での注文の執行が遅延し、またはできなくなる場合があることを了解しているものとします。弊社は、自らの合理的な支配が及ばない技術的問題、本システムの障害および故障、通信回線の障害または混雑、機器またはソフトウェアの障害または故障・不具合、本システムへのアクセスに関する問題、インターネットへのアクセスの集中、セキュリティの侵害および不正アクセス、その他これらに類するコンピュータの問題および欠陥について、何ら責任を負わないものとします。またお客様は、これらの問題について弊社またはそのサービスプロバイダのいずれの責任をも問わず、また問おうとしないことに同意するものとします。
 - 2 对于有时发生的、顾客在际网络以及世界网址(world wide web)上，由于技术性问题或者其它原因，而导致顾客在本系统上的交易要求等的输入或者取消等延迟、或者不能进行交易，以及同样的、本公司在本系统上的交易要求执行延迟、或者不能进行的情况，顾客应予以谅解。对于本公司自己无法进行合理解决的技术问题、本系统出现的障碍以及故障、通信线路出现的障碍或者混乱、机器或者软体出现障碍或者故障、不正常、在连接本系统时发生的各种问题、连接际网络时出现的集结问题、对安全性的危害以及非法连接、以及其它与这些相类似的电脑问题以及缺陷等问题，本公司均不承担任何责任。同时，顾客需同意不就这些问题追究、或试图追究本公司或者其服务提供商的任何责任。
3. 弊社およびそのサービスプロバイダのいずれも、お客様が本システムを利用または信頼したことに全面的または部分的に起因する損失、費用、損害その他権利の侵害について、何ら責任を負わないものとします。
 - 3 顾客由于使用或者信赖本系统，而蒙受全面的或者部分的损失、费用、损害以及其它权利遭受到侵害，本公司以及其服务提供商均不承担任何责任。
4. 弊社およびそのサービスプロバイダは、いかなる場合においても、法律上の請求原因の如何を問わず、間接的、付随的、派生的、懲罰的及び特別損害に対する賠償責任を負わないものとします。ここで賠償責任の対象から除外される損害は逸失利益を含むが、これに限定されるものではないものとします。
 - 4 无论在任何情况下，不论法律上的申诉原因如何，对于顾客所蒙受的间接性的、附带性的、衍生性的、惩罚性的以及其它的特别损失，本公司及其服务提供商均不承担赔偿责任。这里赔偿责任对象之外的损失包括逸失利润，但是不局限于该项内容。

5. いずれかの法域において、一定の損害に対する責任を免除または制限することが認められない場合、当該法域においては、弊社またはそのサービスプロバイダの責任は、法により許容される限度で、本約款その他弊社の定める規定に従って制限されるものとします。
5. 如果各法律均不同意免除或者限制本公司或其服务提供商对一定损失的责任，本公司或者其服务提供商将根据该法律规定，并在法律允许的范围内，按照本条款及本公司制定的其它规定，对自己的责任予以限制。

第 24 条：本システムの提供等に関する賠償責任の否定

第 24 条：否決有矣本系統提供等相矣事矣的賠償責任

1. 本システムの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止若しくは廃止その他本システムの利用に関連して発生したお客様の損害及び不利益について、法律上の請求原因の如何を問わず、弊社は一切責任を負わないものとします。
 1. 不论法律上的申诉原因如何，由于本系统的提供、迟滞、变更、中止、停止或者废止以及其它因使用本系统而导致顾客蒙受损失以及无盈利等，本公司均不承担任何责任。
 2. 弊社は、いかなる場合においても、法律上の請求原因の如何を問わず、間接的、付随的、派生的、懲罰的及び特別損害に対する賠償責任を負わないものとします。ここで賠償責任の対象から除外される損害は逸失利益を含むが、これに限定されるものではないものとします。
 2. 无论在任何情况下，不论法律上的申诉原因如何，对于顾客所蒙受的间接性的、附帯性的、衍生性的、懲罰性的以及其它的特别损失，本公司均不承担赔偿责任。这里赔偿责任对象之外的损失包括逸失利润，但是不局限于该项内容。